

市川市地域防災計画風水害等編（案）新旧対照表

令和 6 年 12 月 13 日現在

ページ	項目	現行計画		修正案		差分
1	<u>防災体制における基本的な用語</u>	用語	解説	用語	解説	変更
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		本部会議	○応急対策の意思決定機関として <u>計画された</u> 組織 ○市長を議長とし、部局室長以上の幹部職員から構成される。	本部会議	○応急対策の意思決定機関として <u>設置される</u> 組織 ○市長を議長とし、部局室長以上の幹部職員から構成される。	
		災害対応事務局	○本部会議の事務局及び災害対策本部長のスタッフ機能として <u>計画された</u> 組織	災害対応事務局	○本部会議の事務局及び災害対策本部長のスタッフ機能として <u>設置される</u> 組織	
		5 対応本部	○災害対策本部内に活動目的ごとに <u>計画された対応本部</u> ○5 つの対応本部が計画されており、それぞれ複数の班から構成される。	5 対応本部	○災害対策本部内に活動目的ごとに <u>設置される組織</u> ○5 つの対応本部が計画されており、それぞれ複数の班から構成される。	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		市川市災害ボランティアセンター	○災害ボランティアの受入れのために、災害対策本部から独立した機関として <u>計画された</u> 組織 ○生涯学習センター内に設置し、災害ボランティアの受け入れや活動の調整等を行う。	市川市災害ボランティアセンター	○災害ボランティアの受入れのために、災害対策本部から独立した機関として <u>設置される</u> 組織 ○生涯学習センター内に設置し、災害ボランティアの受け入れや活動の調整等を行う。	
		現地災害対策本部（災害班）	○市内を 6 地区に分割し、被災状況の収集等を実施するために <u>計画された</u> 拠点	現地災害対策本部（災害班）	○市内を 6 地区に分割し、被災状況の収集等を実施するために <u>設置される</u> 拠点	
2	同上	用語	解説	用語	解説	追加
		(略)	(略)	(略)	(略)	
				<u>自主避難所</u>	<u>○自主的に避難する市民のため、大雨になる前に開設する避難所</u>	
2	同上	用語	解説	用語	解説	削除
		応急危険度判定士	○発災直後から防災重要施設・建物の危険度判定を実施する。	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
4	同上	用語	解説	用語	解説	追加
		(略)	(略)	(略)	(略)	
				<u>災害ケースマネジメント</u>	<u>○一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等をアセスメント（被災者のニーズの把握や自立・生活再建に向けた支援の必要性に関する評価）の実施により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、課題の解消に向けてアウトリーチ（積極的な働きかけ）を継続的に実施し、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組</u>	
10	<u>第 1 章 総論</u> <u>第 5 節 市・市民・事業者の責務</u>	第 1 市 (略) また、市は、法第 3 条の規定に基づき指定水防管理団体（昭和 57 年 4 月 1 日県知事より指定される。）として水防に対処するため情報の確保に努め、市域内の保全と市民の生命、身体及び財産を水災害から保護しなければならない。		第 1 市 (略) また、市は、 <u>水防</u> 法第 3 条の規定に基づき指定水防管理団体（昭和 57 年 4 月 1 日県知事より指定される。）として水防に対処するため情報の確保に努め、市域内の保全と市民の生命、身体及び財産を水災害から保護しなければならない。		変更

ページ	項目	現行計画		修正案		差分
		第2 市民 (略) 市民は、平常時より災害への備えを行うとともに、災害時には自身の身の安全を確保に努め、地域で相互に助け合う <u>ものとする</u> 。		第2 市民 (略) 市民は、平常時より災害への備えを行うとともに、災害時には自身の身の安全を確保に努め、地域で相互に助け合う <u>よう努める</u> 。		
11	第6節 関係機関の 業務大綱	機関の名称 市 川 市	事務又は業務の大綱 (略) 9 救助、防疫等 <u>り災</u> 者の保護及び保健衛生に関すること。 (略)	機関の名称 市 川 市	事務又は業務の大綱 (略) 9 救助、防疫等 <u>罹災</u> 者の保護及び保健衛生に関すること。 (略)	変更
12	同上	機関の名称 千 葉 県 葛 南 土 木 事 務 所	事務又は事務の大綱 (略) 1 水防の全般に関すること。 2 交通不能個所の調査及びその対策に関すること。 3 その他土木関係の災害対策に関すること。 4 災害救助についての応援に関すること。	機関の名称 千 葉 県 葛 南 土 木 事 務 所 <u>葛 南 港 湾 事 務 所</u>	事務又は事務の大綱 (略) 1 水防の全般に関すること。 2 交通不能個所の調査及びその対策に関すること。 3 その他土木、 <u>港湾</u> 関係の災害対策に関すること。 4 災害救助についての応援に関すること。	追加
13	同上	機関の名称 東日本電信電話株式会社（千葉西支店）、株式会社 N T T ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (略) 東京電力パワーグリッド株式会社 <u>東 京 ガ ス 株 式 会 社</u> 東 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 (略) 日 本 赤 十 字 社 千 葉 県 支 部	事務又は事務の大綱 1 電気通信施設の保全に関すること。 2 災害時における <u>緊急通話の取扱い</u> に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。 (略) 1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。 <u>1 ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること。</u> <u>2 ガスの供給に関すること。</u> 1 東日本高速道路の保全に関すること。 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。 (略) 1 <u>災害時における救護班の編成及び医療並びに助産等の救護の実施に関すること。</u> 2 <u>災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること。</u> 3 <u>義援金品の募集</u> 及び配分に関すること。	機関の名称 東日本電信電話株式会社（千葉西支店）、株式会社 N T T ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (略) 東京電力パワーグリッド株式会社 <u>(削除)</u> 東 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 (略) 日 本 赤 十 字 社 千 葉 県 支 部	事務又は事務の大綱 1 電気通信施設の保全に関すること。 2 災害時における <u>通信サービスの提供</u> に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。 (略) 1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。 <u>(削除)</u> 1 東日本高速道路の保全に関すること。 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。 (略) 1 <u>医療救護に関すること。</u> 2 <u>こころのケアに関すること。</u> 3 <u>救援物資の備蓄及び配分に関すること。</u> 4 <u>血液製剤の供給に関すること。</u> 5 <u>義援金の受付</u> 及び配分に関すること。 6 <u>その他応急対応に必要な業務に関すること。</u>	変更
14	同上	機関の名称 (略)	事務又は事務の大綱 (略)	機関の名称 (略)	事務又は事務の大綱 (略)	追加

ページ	項目	現行計画		修正案		差分
		KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。	KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u>	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信サービスの提供に関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
15	同上	機関の名称	事務又は事務の大綱	機関の名称	事務又は事務の大綱	変更
		市 民	(略) 7 ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策	市 民	(略) 7 <u>電気</u> ・ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策	
26	第2章 風水害等 予防計画 計画の主旨	第3 計画の体系 風水害等予防計画の体系をP <u>32</u> の図に示す。 また、防災訓練やワークショップを通じて達成レベルの確認や重点推進・見直し課題を抽出し、課題を本計画にフィードバックすることにより運用を図っていく。		第3 計画の体系 風水害等予防計画の体系をP <u>33</u> の図に示す。 また、防災訓練やワークショップを通じて達成レベルの確認や重点推進・見直し課題を抽出し、課題を本計画にフィードバックすることにより運用を図っていく。		変更
32	同上	災害予防における各 <u>対応本部</u> の主な基本業務		災害予防における各 <u>部局</u> の主な基本業務		変更
		<u>本部</u>	主な基本業務	<u>部局</u>	主な基本業務	
		<u>災害対応事務局</u>	・災害対策の立案・推進 ・情報連絡・活動体制の整備 ・防災意識の啓発、防災知識の普及	<u>市長公室</u>	・防災知識の普及	
		<u>本部長直轄班</u>	<u>広報班</u>	・防災知識の普及	<u>危機管理室</u>	・災害対策の立案・推進 ・情報連絡・活動体制の整備 ・防災意識の啓発、防災知識の普及
			<u>業務継続班</u>	・業務継続関係 ・情報システムの維持・強化 ・ボランティアとの協力体制の整備	<u>総務部</u>	・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討
			<u>予算・調査班</u>	・防災関連業務に関する予算措置の検討 ・本市所有建物の安全対策 ・水・食糧・物資供給体制の整備	<u>企画部</u>	・業務継続関係
			<u>渉外班</u>	・議員への連絡方法の確立	<u>財政部</u>	・防災関連業務に関する予算措置の検討
			<u>学校教育班</u>	・教育施設の安全対策 ・学校における水・食糧・物資の備蓄管理 ・各施設にける避難者受入体制の整備 ・学校における防災対策・防災教育の推進	<u>管財部</u>	・本市所有建物の安全対策 ・水・食糧・物資供給体制の整備
				<u>情報管理部</u>	・情報システムの維持・強化	
				<u>スポーツ部</u>	<u>・各施設における安全対策及び避難者受入体制の整備</u>	
				<u>文化国際部</u>	・外国人（訪日外国人も含む）への支援対策の推進	
				<u>市民部</u>	・ボランティアとの協力体制の整備 ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進	
				<u>経済観光部</u>	・事業所における防災対策の促進 ・帰宅困難者対策の推進	
				<u>こども部</u>	・保育園、 <u>幼稚園</u> における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討	

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
		被災生活支援本部 ・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討 ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進 ・事業所における防災対策の促進 ・保育園における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討 ・ペット対策の推進 ・高齢者、要介護者等への支援対策の推進 ・帰宅困難者対策の推進 ・外国人（訪日外国人も含む。）への支援対策の推進 被災市街地対応本部 ・災害廃棄物処理体制の整備 ・防災まちづくりの推進 ・応急危険度判定・被災宅地危険度判定への対応体制の整備 ・道路施設の安全対策 ・代替交通手段の立案・確保 ・下水道施設の液状化対策 医療本部 ・応急医療体制の整備 行徳本部 ・漁港・海岸施設の安全対策 消防本部 ・火災の防止対策、防災知識の普及、消火・救助・救急体制の整備 福祉部 ・高齢者、要介護者等への支援対策の推進 保健部 ・応急医療体制の整備 環境部 ・災害廃棄物処理体制の整備 ・ペット対策の推進 街づくり部 ・防災まちづくりの推進 ・被災宅地危険度判定への対応体制の整備 道路交通部 ・道路施設の安全対策 ・代替交通手段の立案・確保 下水道部 ・下水道施設の液状化対策 行徳支所 ・漁港・海岸施設の安全対策 議会事務局 ・議員への連絡方法の確立 生涯学習部 ・教育施設の安全対策 ・学校における水・食糧・物資の備蓄管理 ・各施設にける避難者受入体制の整備 学校教育部 ・学校における防災対策・防災教育の推進 消防局 ・火災の防止対策、防災知識の普及、消火・救助・救急体制の整備		
33		風水害等予防対策の体系	風水害等予防対策の体系	変更
34	第1節 水害に強いまちづくり	1 治水事業の推進（被災市街地対応本部） (1) 河川改修等（略） 春木川については、平成 8 年度より河道改修に着手し、令和4年度末現在で延長 2,210m のうち 1,707m(77.2%)が改修済みである。	1 治水事業の推進（下水道部） (1) 河川改修等（略） 春木川については、平成 8 年度より河道改修に着手し、令和5年度末現在で延長 2,210m のうち 1,707m(77.2%)が改修済みである。	変更

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
		派川大柏川については、平成 12 年度より事業に着手したものの平成 16 年度に休工となった。しかし、平成 25 年台風 26 号の被害を受け、真間川水系全体の整備進捗状況や派川大柏川流域の最近の浸水被害状況等を踏まえ、平成 29 年 1 月に事業再開（用地買収）を決定した。令和 <u>4</u> 年度末現在で 55.9%を取得済みである。	派川大柏川については、平成 12 年度より事業に着手したものの平成 16 年度に休工となった。しかし、平成 25 年台風 26 号の被害を受け、真間川水系全体の整備進捗状況や派川大柏川流域の最近の浸水被害状況等を踏まえ、平成 29 年 1 月に事業再開（用地買収）を決定した。令和 <u>5</u> 年度末現在で 55.9%を取得済みである。	
35	同上	(1) 河川改修等 (略) さらに、市川市・鎌ヶ谷市・船橋市にまたがる大柏川上流部に位置する大柏川第二調節池（約 19ha）については、平成 18 年度より用地買収に着手し、令和 <u>4</u> 年度末現在で 91.4%を取得済みであり、用地のまとまった箇所から順次掘削工事が進められている。 (略) (2) 雨水排水対策 (略) 雨水幹線排水路の延長229,177mを<u>整備し</u>、令和 <u>4</u> 年度末時点で133,560mの整備（58.3%）が完了している。 一方、排水機場・ポンプ場については、市が管理する排水機場・ポンプ場は現在 22 機あり、仮設ポンプ・水中ポンプ等を市内低地地域 <u>81</u> 箇所に設置し、内水排除に努めている。 (略) 平成 24 年度より外環道路事業に合わせて、市川南排水区及び高谷・田尻排水区でポンプ場や雨水管渠の整備を行っており、令和 <u>3</u> 年度末時点での整備率は約 34.<u>8</u>%である。	(1) 河川改修等 (略) さらに、市川市・鎌ヶ谷市・船橋市にまたがる大柏川上流部に位置する大柏川第二調節池（約 19ha）については、平成 18 年度より用地買収に着手し、令和 <u>5</u> 年度末現在で 91.4%を取得済みであり、用地のまとまった箇所から順次掘削工事が進められている。 (略) (2) 雨水排水対策 (略) 雨水幹線排水路の<u>計画</u>延長 229,177m <u>に対し</u>、令和 <u>5</u> 年度末時点で 133,56<u>9</u>m の整備（58.3%）が完了している。 一方、排水機場・ポンプ場については、市が管理する排水機場・ポンプ場は現在 22 機あり、仮設ポンプ・水中ポンプ等を市内低地地域 <u>84</u> 箇所に設置し、内水排除に努めている。 (略) 平成 24 年度より外環道路事業に合わせて、市川南排水区及び高谷・田尻排水区でポンプ場や雨水管渠の整備を行っており、令和 <u>5</u> 年度末時点での整備率は約 34.<u>9</u>%である。	変更
36	同上	2 適切な施設維持管理（被災市街地対応本部）	2 適切な施設維持管理（下水道部、道路交通部）	変更
36	同上	3 水害に対する情報提供及び知識の普及・啓発（災害対応事務局、被災市街地対応本部）	3 水害に対する情報提供及び知識の普及・啓発（危機管理室、下水道部）	追加
36	同上	4 水防法に基づく避難体制の整備（災害対応事務局、被災市街地対応本部、被災生活支援本部）	4 水防法に基づく避難体制の整備（危機管理室、下水道部、こども部、福祉部）	変更
37	同上	5 水防倉庫及び水防用資器材の整備（被災市街地対応本部、消防本部）	5 水防倉庫及び水防用資器材の整備（下水道部、消防局）	変更
37	同上	6 重要水防箇所の確認 市内の河川及び海岸の重要水防区域は、資料編に示すとおりである。	6 重要水防箇所の確認 <u>河川管理者の協力のもと、重要水防箇所の合同点検を実施する。</u> 市内の河川及び海岸の重要水防区域は、資料編に示すとおりである。	追加
37	同上		8 協力及び応援 <u>河川管理者及び下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力を行う。</u> (1) 河川管理者の協力 <u>ア 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会に参加する。</u> <u>イ 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。</u> (2) 下水道管理者の協力 <u>ア 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会に参加する。</u>	追加
38	同上	1 急傾斜地崩壊危険区域の指定（被災市街地対応本部）	1 急傾斜地崩壊危険区域の指定（街づくり部）	変更

ページ	項目	現行計画	修正案	差分																				
38	同上	2 土砂災害警戒区域等の指定（<u>災害対応事務局、被災市街地対応本部</u>） （略） 令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日現在、市内 <u>55</u> 箇所の崖地がこの指定を受けており、市はこれらの区域を広く周知するとともに、千葉県と協力し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒避難体制の整備等を図る。	2 土砂災害警戒区域等の指定（<u>危機管理室、街づくり部</u>） （略） 令和 <u>6</u> 年 <u>11</u> 月 1 日現在、市内 <u>108</u> 箇所の崖地がこの指定を受けており、市はこれらの区域を広く周知するとともに、千葉県と協力し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒避難体制の整備等を図る。	変更																				
38	同上	3 その他の予防対策（<u>被災市街地対応本部</u>）	3 その他の予防対策（<u>街づくり部</u>）	変更																				
38	同上	4 土砂災害警戒情報の発表（<u>災害対応事務局、被災市街地対応本部</u>）	4 土砂災害警戒情報の発表（<u>危機管理室、街づくり部</u>）	変更																				
38	同上	5 警戒区域内の要配慮者利用施設等への対応（<u>災害対応事務局、被災市街地対応本部</u>）	5 警戒区域内の要配慮者利用施設等への対応（<u>危機管理室、こども部、福祉部</u>）	変更																				
39	同上	1 構築物その他の風害予防措置（<u>被災市街地対応本部</u>）	1 構築物その他の風害予防措置（<u>街づくり部</u>）	変更																				
39	同上	2 農作物の風害予防対策（<u>被災生活支援本部</u>）	2 農作物の風害予防対策（<u>経済観光部</u>）	変更																				
39	同上	3 漁船等の危険防止対策（行徳<u>本部</u>）	3 漁船等の危険防止対策（行徳<u>支所</u>）	変更																				
39	同上	4 街路樹等の風害予防対策（<u>被災市街地対応本部</u>）	4 街路樹等の風害予防対策（<u>街づくり部</u>）	変更																				
39	同上	5 竜巻等に関する知識の普及啓発（<u>災害対応事務局</u>）	5 竜巻等に関する知識の普及啓発（<u>危機管理室</u>）	変更																				
40	同上	1 千葉県による海岸高潮対策（千葉県、行徳<u>本部</u>）	1 千葉県による海岸高潮対策（千葉県、行徳<u>支所</u>）	変更																				
40	同上	2 防潮堤、護岸等の点検、整備に関する対策（千葉県、<u>被災市街地対応本部</u>、行徳<u>本部</u>）	2 防潮堤、護岸等の点検、整備に関する対策（千葉県、<u>下水道部</u>、行徳<u>支所</u>）	変更																				
40	同上	3 高潮警報等の情報伝達に関する対策（<u>災害対応事務局、広報班</u>）	3 高潮警報等の情報伝達に関する対策（<u>危機管理室、市長公室</u>）	変更																				
40	同上	4 高潮に対する情報提供及び知識の普及・啓発（<u>災害対応事務局、被災市街地対応本部</u>）	4 高潮に対する情報提供及び知識の普及・啓発（<u>危機管理室、下水道部</u>）	変更																				
41	同上	1 避難施設の選定・整備（<u>災害対応事務局</u>、関係<u>本部</u>）	1 避難施設の選定・整備（<u>危機管理室</u>、関係<u>部局</u>）	変更																				
41	同上	2 第 1 庁舎の安全安心拠点化（<u>予算・調査班</u>）	2 第 1 庁舎の安全安心拠点化（<u>管財部</u>）	変更																				
41	同上	3 防災拠点施設の整備（<u>災害対応事務局</u>、消防<u>本部</u>、各施設管理者） 風水害時の対応活動に必要な防災拠点施設等を地区の特性等に応じて整備する。 防災拠点施設等 <table><tr><th>防災拠点施設</th><th>機能</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>避難場所</td><td>（略） 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>119</u>箇所 ○津波 119箇所 ○江戸川氾濫 <u>102</u>箇所 ○真間川氾濫 <u>109</u>箇所 ○高潮 <u>99</u>箇所 ○土砂災害（崖崩れ） <u>88</u>箇所</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>避難所</td><td>（略） 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>92</u>箇所 ○津波 <u>92</u>箇所 ○江戸川氾濫 <u>89</u>箇所</td></tr></table>	防災拠点施設	機能	（略）	（略）	避難場所	（略） 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>119</u> 箇所 ○津波 119箇所 ○江戸川氾濫 <u>102</u> 箇所 ○真間川氾濫 <u>109</u> 箇所 ○高潮 <u>99</u> 箇所 ○土砂災害（崖崩れ） <u>88</u> 箇所	（略）	（略）	避難所	（略） 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>92</u> 箇所 ○津波 <u>92</u> 箇所 ○江戸川氾濫 <u>89</u> 箇所	3 防災拠点施設の整備（<u>危機管理室</u>、消防<u>局</u>、各施設管理者） 風水害時の対応活動に必要な防災拠点施設等を地区の特性等に応じて整備する。 防災拠点施設等 <table><tr><th>防災拠点施設</th><th>機能</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>避難場所</td><td>（略） 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>120</u>箇所 ○津波 119箇所 ○江戸川氾濫 <u>103</u>箇所 ○真間川氾濫 <u>110</u>箇所 ○高潮 <u>100</u>箇所 ○土砂災害（崖崩れ） <u>89</u>箇所</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>避難所</td><td>（略） 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>94</u>箇所 ○津波 <u>94</u>箇所 ○江戸川氾濫 <u>92</u>箇所</td></tr></table>	防災拠点施設	機能	（略）	（略）	避難場所	（略） 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>120</u> 箇所 ○津波 119箇所 ○江戸川氾濫 <u>103</u> 箇所 ○真間川氾濫 <u>110</u> 箇所 ○高潮 <u>100</u> 箇所 ○土砂災害（崖崩れ） <u>89</u> 箇所	（略）	（略）	避難所	（略） 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>94</u> 箇所 ○津波 <u>94</u> 箇所 ○江戸川氾濫 <u>92</u> 箇所	変更
防災拠点施設	機能																							
（略）	（略）																							
避難場所	（略） 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>119</u> 箇所 ○津波 119箇所 ○江戸川氾濫 <u>102</u> 箇所 ○真間川氾濫 <u>109</u> 箇所 ○高潮 <u>99</u> 箇所 ○土砂災害（崖崩れ） <u>88</u> 箇所																							
（略）	（略）																							
避難所	（略） 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>92</u> 箇所 ○津波 <u>92</u> 箇所 ○江戸川氾濫 <u>89</u> 箇所																							
防災拠点施設	機能																							
（略）	（略）																							
避難場所	（略） 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>120</u> 箇所 ○津波 119箇所 ○江戸川氾濫 <u>103</u> 箇所 ○真間川氾濫 <u>110</u> 箇所 ○高潮 <u>100</u> 箇所 ○土砂災害（崖崩れ） <u>89</u> 箇所																							
（略）	（略）																							
避難所	（略） 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>94</u> 箇所 ○津波 <u>94</u> 箇所 ○江戸川氾濫 <u>92</u> 箇所																							

ページ	項目	現行計画		修正案		差分
			○真間川氾濫 <u>88</u> 箇所 ○高潮 <u>90</u> 箇所 ○土砂災害（崖崩れ） <u>74</u> 箇所		○真間川氾濫 <u>91</u> 箇所 ○高潮 <u>92</u> 箇所 ○土砂災害（崖崩れ） <u>76</u> 箇所	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
42	同上	4 防災拠点施設等の機能整備（<u>災害対応事務局、被災市街地対応本部、各施設管理者</u>） 各防災拠点施設については、以下の機能の整備を図る。 (1) 施設の構造強化 (2) 通信設備の整備 (3) 自家用発電機の整備（太陽光発電設備や蓄電池等の自立・分散型エネルギーの導入） (4) 各防災拠点施設に必要な資器材の確保 (5) 地区特性を考慮した特定防災拠点施設の機能強化 (6) 要配慮者対策（福祉避難所の確保、障がい者用機器等の備蓄等）		4 防災拠点施設等の機能整備（<u>危機管理室、福祉部、環境部、施設管理者</u>） 各防災拠点施設については、以下の機能の整備を図る。 (1) 施設の構造強化 (2) 通信設備の整備 (3) 自家用発電機の整備（太陽光発電設備や蓄電池等の自立・分散型エネルギーの導入） <u>ア 現在進めている小中学校への太陽光発電設備・蓄電池の設置を継続・拡充する。</u> <u>イ 代替施設も含めた防災拠点施設への非常用電源や太陽光発電設備・蓄電池を導入し、数日間の稼働を確保する。</u> (4) 各防災拠点施設に必要な資器材の確保 (5) 地区特性を考慮した特定防災拠点施設の機能強化 (6) 要配慮者対策（福祉避難所の確保、障がい者用機器等の備蓄等） <u>(7) 避難所に指定した建物の機能強化（冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備、救護所の施設整備）</u>		変更 追加
42	同上	5 災害時に利用可能な空地の把握と利用計画の検討（<u>災害対応事務局、被災市街地対応本部</u>）		5 災害時に利用可能な空地の把握と利用計画の検討（<u>危機管理室、街づくり部、環境部、道路交通部、下水道部</u>）		変更
43	同上			6 防災農地の確保（<u>危機管理室</u>） <u>円滑な復旧活動に役立てるため、災害時に仮設住宅建設用地・復旧用資材置場等として、活用可能な農地を予め登録する防災農地制度を推進する。</u>		追加
44	第2節 警戒・避難体制の確立	1 本市職員等の本部一拠点体制の整備（<u>災害対応事務局、各対応本部</u>）		1 本市職員等の本部一拠点体制の整備（<u>危機管理室、各部局室</u>）		変更
44	同上	2 本部一拠点体制の関係施設等の整備（<u>災害対応事務局、各対応本部</u>）		2 本部一拠点体制の関係施設等の整備（<u>危機管理室、各部局室</u>）		変更
44	同上	3 職員の防災力強化（<u>災害対応事務局、各対応本部</u>）		3 職員の防災力強化（<u>危機管理室、各部局室</u>）		変更
45	同上			4 危機管理を推進するための体制の整備（<u>危機管理室、各部局室</u>） <u>市は、「市川市危機管理の推進に関する規則」に基づき、以下の手順により、組織的に災害対応力の向上を図る。</u> <u>(1)危機管理統括者である危機管理監は、毎年度、重点的に実施すべき訓練項目を定めた訓練計画の作成、危機管理責任者に対する訓練計画実施のための個別の計画の作成を指示する。</u> <u>(2)危機管理責任者である部局室長は、危機管理監の指示に基づき、所管業務に関する個別の訓練計画を作成し、実施する。</u>		追加
45	同上			5 デジタル技術を活用した防災対策の推進（<u>危機管理室、企画部、情報管理部</u>） <u>市及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。</u>		追加

ページ	項目	現行計画				修正案				差分
46	同上	1 関係機関との協力体制の整備 <u>(災害対応事務局、各対応本部)</u>				1 関係機関との協力体制の整備 <u>(危機管理室、各部局室)</u>				変更
46	同上	2 他自治体等との協力体制の整備 <u>(災害対応事務局、各対応本部)</u>				2 他自治体等との協力体制の整備 <u>(危機管理室、各部局室)</u>				変更
46	同上					(3) 応急対策職員派遣制度に基づく樹園・応援体制の整備 <u>応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u> <u>また、被災自治体への応援職員の派遣については、課題の抽出や職員の災害対応経験の蓄積など、本市の災害対応力向上にも資することから、一定の知見を有する職員の GADM（災害マネジメント総括支援員）等への登録を推進するとともに、要請があった場合は、積極的に派遣を検討する。</u>				追加
46	同上	(3) 受援計画の活用 「市川市災害時受援計画」を基に、災害の規模や被災地のニーズに応じて、救援部隊や他自治体等、関係機関からの応援を円滑に受けることができるよう、体制の整備に努める。				(4) 受援計画・応援計画の整備 「市川市災害時受援計画」を基に、災害の規模や被災地のニーズに応じて、救援部隊や他自治体等、関係機関からの応援を円滑に受けることができるよう、体制の整備に努める。 <u>また、応援を円滑に実施するため、応援に関する計画を策定する。</u>				変更
47	同上	3 市民・事業者との協力体制の整備 <u>(災害対応事務局、被災生活支援本部等)</u>				3 市民・事業者との協力体制の整備 <u>(危機管理室、各部局室)</u>				変更
47	同上	4 ボランティアとの協力体制の整備 <u>(業務継続班)</u>				4 NPO・ボランティアとの協力体制の整備 <u>(市民部)</u>				変更
47	同上	(1) 方針 災害時の対応活動に対し、ボランティアを受け入れていくための体制の整備を進める。				(1) 方針 災害時の対応活動に対し、 <u>NPO・ボランティア</u> を受け入れていくための体制の整備を進める。				追加
47	同上	(2) 市内ボランティア団体との連携 令和5年7月1日現在、 <u>市内に368のボランティア団体が把握されており、そのうち67団体は、</u> 社会福祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。 災害時には、これらボランティア団体による様々な活動の展開が想定されるため、社会福祉法人市川市社会福祉協議会を中心に市内の各種ボランティア団体等と災害時の活動を想定した連携体制の整備を図る。 (略)				(2) 市内ボランティア団体等との連携 令和6年11月現在、 <u>いちかわ支え合いネットには105のボランティア団体の登録があり、</u> 社会福祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに <u>は68団体が</u> 登録されている。 災害時には、これらボランティア団体による様々な活動の展開が想定されるため、社会福祉法人市川市社会福祉協議会を中心に、 <u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた</u> 市内の各種ボランティア団体等と災害時の活動を想定した連携体制の整備を図る。 (略)				変更
48	同上	1 情報連絡・伝達体制の整備・強化 <u>(災害対応事務局、広報班、業務継続班)</u>				1 情報連絡・伝達体制の整備・強化 <u>(危機管理室、市長公室、情報管理部、消防局)</u>				変更
48	同上	通信機器を使用した訓練の実施	被害情報収集の多ルート化	市民等への情報伝達手段の確保	情報管理体制の整備	通信機器を使用した訓練の実施	被害情報収集の多ルート化	市民等への情報伝達手段の確保	情報管理体制の整備	変更
		・通信に関するマニュアルの作成等 ・定期的な通信訓練の実施	・ <u>高所カメラシステムの整備</u> ・ <u>災害時職員ポータルサイトの有効活用検討等</u>	・放送機関への放送要請の体制整備 ・SNSを活用した情報発信体制の整備等 ・ <u>アラート（災害情報共有システム）の活用</u> ・ <u>職員への一斉送信システムの検討</u>	・庁内LANの管理 ・データ更新体制の強化 ・被災者支援システム、避難行動要支援者支援システム等の活用等	・通信に関するマニュアルの作成等 ・定期的な通信訓練の実施	・ <u>ドローン等無人航空機を活用した被害情報の収集</u> ・ <u>崖地センサー（クリノポール）の活用</u>	・放送機関への放送要請の体制整備 ・SNSを活用した情報発信体制の整備 ・ <u>市川市メール情報配信サービスへの登録促進</u> ・ <u>職員間のビジネスチャットツールの活用</u>	・庁内LANの管理 ・データ更新体制の強化 ・被災者支援システム、避難行動要支援者支援システム等の活用等	
48	同上	2 通信施設等の確保 <u>(災害対応事務局、広報班、業務継続班)</u>				2 通信施設等の確保 <u>(危機管理室、管財部、情報管理部)</u>				変更

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
49	同上	第4 消防・救助体制の整備 (略) 消防本部では、災害時の消防 組織 体制を定めているほか、通常の消防体制では対応が困難な場合に備えて、応援協定や「市川市消防局広域応援出動計画及び市川市消防局広域応援受援計画」 <u>の策定等も行っている。</u>	第4 消防・救助体制の整備 (略) 消防本部では、災害時の 消防体制 を定めているほか、通常の消防体制では対応が困難な場合に備えて、応援協定や「市川市消防局広域応援出動計画及び市川市消防局広域応援受援計画」 <u>に基づき、消防機関相互の連携強化に努める。</u>	変更
49	同上	1 消防・救助体制の強化 (災害対応事務局、消防本部) 初期消火に関する知識・技術の普及、家庭・事業所への消火器具等の設置の奨励、自衛消防組織及び自衛消防隊の強化等の消火体制の整備を図る。 <u>また、消防活動に関わる仕組みとして、災害発生直後に出火防止のための緊急点検を呼び掛ける緊急広報体制等があり、これらの出火防止対策等の検討も進めていく。</u>	1 消防・救助体制の強化 (危機管理室、消防局) 初期消火に関する知識・技術の普及、家庭・事業所への消火器具等の設置の奨励、自衛消防組織及び自衛消防隊の強化等の消火体制の整備を図る。 <u>災害時は、同時多発的に多数の傷病者が発生することから、住民への救護知識及び技術の普及に努め、自治(町)会等を中心とした救助体制の推進を図る。</u> <u>また、地域防災力の中核となる消防団は、地域との密着性、要員動員力、即時対応力を兼ね備えていることから、積極的な入団を促進し、消防団員の確保を図る。</u>	変更
49	同上	2 多様な消防水利の確保 (災害対応事務局、消防本部)	2 多様な消防水利の確保 (危機管理室、消防局)	変更
49	同上	3 消防用資器材等の増強・配置 (災害対応事務局、消防本部)	3 消防用資器材等の増強・配置 (危機管理室、消防局)	変更
50	同上	1 応急医療体制の整備 (医療本部、消防本部)	1 応急医療体制の整備 (保健部、消防局)	変更
50	同上	2 医薬品・応急用医療資機材等の確保 (災害対応事務局、医療本部)	2 医薬品・応急用医療資機材等の確保 (危機管理室、保健部)	変更
50	同上	3 市川市災害医療コーディネーターの配置 (医療本部)	3 市川市災害医療コーディネーターの配置 (保健部)	変更
52	同上	第6 避難体制の整備 2 応急避難体制の整備 (災害対応事務局、被災生活支援本部)	第6 避難体制の整備 2 応急避難体制の整備 (危機管理室、市民部、経済観光部、福祉部、環境部、道路交通部)	変更
52	同上	3 避難所の開設及び運営体制の整備 (災害対応事務局、被災生活支援本部)	3 避難所の開設及び運営体制の整備 (危機管理室、経済観光部、福祉部、環境部)	変更
52	同上		(6) 避難所の環境整備 <u>避難所生活の長期化に対応するため、簡易ベッドやパーティション等の備蓄・調達や、プライバシー確保のための空間や入浴施設の確保、医師又は看護師等による巡回体制の準備、暑さ・寒さ対策、ごみ処理のルール化等について検討する。</u>	追加
52	同上		(7) 避難者の状況把握に係る環境整備 <u>デジタル技術を活用し、避難者名簿の作成環境の整備に努める。</u>	追加
52	同上	4 ペット対策の整備 (千葉県、被災生活支援本部)	4 ペット対策の整備 (千葉県、環境部)	変更
53	同上		6 避難所外に滞在する避難者の支援体制 (危機管理室、こども部、福祉部) <u>避難所外避難者に対して必要な生活関連物資の配布、情報の提供、保健医療サービスの提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるため、次の取組みを進める。</u>	追加
53	同上		(1) 避難所外避難者の把握のための備え <u>避難所外避難者の状況把握のために地域（自主）防災組織や自治（町）会などの役員、民生委員等の協力について日頃から周知・啓発を行う。</u>	追加

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
53	同上		(2) 避難所外避難者への物資・情報提供のための備え <u>避難者と同様に支援の必要な在宅避難者に対しても、食料・物資の供給や情報の提供などの生活支援を行う。</u> <u>避難所外避難者に対して、避難所等で物資の配布や情報の提供を行うこと、避難行動要支援者等、所定の場所まで来ることが困難な者については近隣住民やボランティアと協力して自宅まで届けることなどのルールについて、自治（町）会や地域（自主）防災組織等と事前に協議を行う。</u> <u>併せて、自宅が安全な場合は、避難所への避難を減らすため、在宅避難に向けた食料や飲料水、生活用品を備える日常備蓄の強化を周知・啓発する。</u>	追加
54	同上		(3) 避難所外避難者に対する健康・福祉上の支援体制の構築 <u>災害発生時は、健康・福祉上の支援ニーズが高まることを想定し、避難所外避難者に対する健康・福祉上の支援のための保健師等の体制の検討、関係機関との協力体制の構築、他の地方公共団体から応援を受ける場合の役割分担の明確化等を行う。</u>	追加
54	同上		(4) 車中泊者の把握及び対応方法の検討 <u>過去の災害時には、さまざまな理由から一般避難所のような建物内への避難ではなく、車中泊避難を選択した事例がある。車中泊避難は、建物倒壊の危険はなく、プライバシー空間の確保ができなどのメリットがある一方で、長期的な避難に対しては、エコノミークラス症候群等の健康面での危険性がある。そのため、車中泊避難の実施期間は、1，2 日程度の「命を守る避難」を原則とするが、災害時には一定量の車移動・避難が想定されることから、予め以下の内容について検討を行う。</u> <u>・避難所や避難場所における車中泊への対応方針</u> <u>・車中泊避難者への必要物資の支援方法</u> <u>・エコノミークラス症候群等の健康被害への対策と健康管理方法</u>	追加
55	同上	(2) 避難行動要支援者を支援する関係者との連携 <u>（被災生活支援本部）</u>	(2) 避難行動要支援者を支援する関係者との連携 <u>（福祉部）</u>	変更
55	同上	(3) 避難行動要支援者の把握 <u>（被災生活支援本部）</u>	(3) 避難行動要支援者の把握 <u>（福祉部）</u>	変更
55	同上	(4) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 <u>（被災生活支援本部）</u>	(4) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 <u>（福祉部）</u>	変更
55	同上	(5) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報とその入手方法 <u>（被災生活支援本部）</u>	(5) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報とその入手方法 <u>（福祉部）</u>	変更
56	同上	(6) 避難行動要支援者名簿の更新 <u>（被災生活支援本部）</u>	(6) 避難行動要支援者名簿の更新 <u>（福祉部）</u>	変更
56	同上	(7) 避難行動要支援者名簿の管理 <u>（被災生活支援本部）</u>	(7) 避難行動要支援者名簿の管理 <u>（福祉部）</u>	変更
56	同上	(8) 個別避難計画の作成促進 <u>（被災生活支援本部）</u> 避難行動要支援者が円滑かつ迅速な避難ができるよう、避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した「個別避難計画」の作成を促す。	(8) 個別避難計画の作成促進 <u>（福祉部）</u> 避難行動要支援者が円滑かつ迅速な避難ができるよう、「<u>市川市避難行動要支援者支援プラン</u>」に基づき、避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した「<u>個別支援シート（個別避難計画）</u>」の作成を促す。<u>個別避難計画の作成に際しては、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するとともに、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう仕組みづくりに努める。</u>	変更
56	同上	(9) 避難情報の伝達 <u>（被災生活支援本部）</u>	(9) 避難情報の伝達 <u>（福祉部）</u>	変更
56	同上	(10) 避難支援等関係者の安全確保 <u>（被災生活支援本部）</u>	(10) 避難支援等関係者の安全確保 <u>（福祉部）</u>	変更

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
56	同上	(11) 防災設備等の整備（被災生活支援本部、消防本部） <u>避難行動要支援者の安全を確保するための「あんしん電話」等の緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者等へ情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努める。</u>	(11) 防災設備等の整備（福祉部、消防局） <u>高齢者、身体障がい者の安全を確保するための「見守り通報装置」の貸与、聴覚障がい者等へ情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努める。</u>	変更
56	同上	(12) 避難行動要支援者の自助に対する取組みの推進（被災生活支援本部）	(12) 避難行動要支援者の自助に対する取組みの推進（福祉部）	変更
56	同上	(13) 防災知識の普及、防災訓練の充実（被災生活支援本部）	(13) 防災知識の普及、防災訓練の充実（福祉部）	変更
57	同上	2 福祉関連施設等における防災対策（被災生活支援本部）	2 福祉関連施設等における防災対策（福祉部）	変更
57	同上	3 在宅避難をしている要配慮者に対する支援（被災生活支援本部） <u>市川健康福祉センター（保健所）、社会福祉法人市川市社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、在宅避難又は応急仮設住宅で生活を送る要配慮者に対して、健康相談や生活支援を行う。</u> <u>また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備等について、日頃から主治医や関連施設等と相談するよう周知する。</u>	3 在宅避難が必要な要配慮者に対する支援（福祉部） 電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備等について、日頃から主治医や関連施設等と相談するよう周知する。	変更
57	同上	4 子どもや女性等の要配慮者への配慮（被災生活支援本部、災害対応事務局）	4 子どもや女性等の要配慮者への配慮（危機管理室、こども部、福祉部、学校教育部）	変更
57	同上	5 外国人等の要配慮者への対策（被災生活支援本部） 日本語を十分に理解できない外国人（訪日外国人旅行者含む。）に対し、災害時における安否確認や避難誘導等が円滑に行われるよう以下の対策を講じる。 ①多言語や「やさしい日本語」による広報活動の充実 ②図等を多用した避難案内板の整備 ③外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施 ④市川市国際交流協会等の関係団体と協力 ⑤ボランティア等の確保	5 外国人等の要配慮者への対策（文化国際部） 日本語を十分に理解できない外国人（訪日外国人旅行者含む。）に対し、災害時における安否確認や避難誘導等が円滑に行われるよう以下の対策を講じる。 ①多言語や「やさしい日本語」による広報活動の充実 ②図等を多用した避難案内板の整備 ③外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施 ④市川市国際交流協会等の関係団体と協力 ⑤ボランティア等の確保 <u>⑥翻訳機器の配置やアプリの活用などの検討</u> <u>⑦多様な宗教的、文化的習慣を踏まえた備蓄の呼びかけ</u>	変更
59	同上	1 帰宅困難者・滞留者対策	1 帰宅困難者・滞留者対策（千葉県、危機管理室、経済観光部）	追加
59	同上	(1) 情報収集・提供体制の構築（千葉県、災害対応事務局、広報班、被災生活支援本部）	(1) 情報収集・提供体制の構築	削除
59	同上	(2) 帰宅困難者支援施設の確保（千葉県、災害対応事務局、被災生活支援本部）	(2) 帰宅困難者支援施設の確保	削除
59	同上	(3) 帰宅困難者・滞留者対策の充実に向けた取組み（災害対応事務局、被災生活支援本部）	(3) 帰宅困難者・滞留者対策の充実に向けた取組み	削除
59	同上	(1) 一斉帰宅の抑制（災害対応事務局、広報班、被災生活支援本部） 帰宅困難者・滞留者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会と連携して、広報紙、本市公式Webサイト、ポスター等、様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、各事業所において従業員等が待機できるように、水、食糧、生活必需品等の備蓄、滞在スペースの確保を促進する。	(1) 一斉帰宅の抑制（千葉県、危機管理室、市長公室、経済観光部） 帰宅困難者・滞留者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会と連携して、広報紙、本市公式Webサイト、ポスター等、様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、各事業所において従業員等が待機できるように、水、食糧、生活必需品等の備蓄、滞在スペースの確保を促進する。 <u>さらに、県や関係機関と連携して防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサインージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。</u>	変更
60	同上	(2) 安否確認に関する啓発（災害対応事務局、被災生活支援本部、学校教育班）	(2) 安否確認に関する啓発（危機管理室、経済観光部、学校教育部）	変更
60	同上	(3) 事業者・学校等に対する啓発（災害対応事務局、被災生活支援本部、学校教育班）	(3) 事業者・学校等に対する啓発（危機管理室、経済観光部、福祉部、生涯学習部、学校教育部）	変更

ページ	項目	現行計画	修正案	差分				
60	同上	(4) 帰宅困難者の備え (災害対応事務局、被災生活支援本部)	(4) 帰宅困難者の備え (危機管理室、経済観光部)	変更				
61	同上	第9 生活関連物資等の確保及び調達体制の整備 大規模災害時には物流・流通機能等が停止し、災害発生から3日間程度は被災地外からの支援が行き届かないことや、被災地のニーズを的確に収集することが困難となることを想定しなければならない。 その間、民間協定事業者等からの調達を中心とした物資の供給体制を整備することにより、市域内で自立できるよう必要な飲料水や食糧等の備蓄及び調達体制の整備を図る。	第9 生活関連物資等の確保及び調達体制の整備 大規模災害時には物流・流通機能等が停止し、災害発生から3日間程度は被災地外からの支援が行き届かないことや、被災地のニーズを的確に収集することが困難となることを想定しなければならない。 その間、民間協定事業者等からの調達を中心とした物資の供給体制を整備することにより、市域内で自立できるよう必要な飲料水や食糧等の備蓄及び調達体制の整備を図る。<u>なお、物資の確保及び調達に際しては、地域特性や要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や食物アレルギー等に配慮する。</u>	追加				
61	同上	1 飲料水等の確保 (災害対応事務局、被災生活支援本部、千葉県企業局) (1) 方針 (略) <table><tr><td>被災当日</td><td>自助努力による備蓄飲料水、学校の受水槽、耐震性貯水槽、簡易濾過したプール水等を活用した給水</td></tr><tr><td>2日目以降</td><td>協定事業者や協定市町村の応援による避難所等への運搬給水</td></tr></table>	被災当日	自助努力による備蓄飲料水、学校の受水槽、耐震性貯水槽、簡易濾過したプール水等を活用した給水	2日目以降	協定事業者や協定市町村の応援による避難所等への運搬給水	1 飲料水等の確保 (危機管理室、千葉県企業局) (1) 方針 (略)	変更
被災当日	自助努力による備蓄飲料水、学校の受水槽、耐震性貯水槽、簡易濾過したプール水等を活用した給水							
2日目以降	協定事業者や協定市町村の応援による避難所等への運搬給水							
61	同上	(4) 市民及び地域（自主）防災組織等への指導 応急給水活動の円滑化と地域に存在する水源の効率的な活用に向けて、市民及び地域（自主）防災組織等に対し、日常からの飲料水の運搬・配分等への協力の呼び掛け等の指導に努める。 <u>ただし</u>、これらの水源について、衛生面に注意を払うよう促す。	(4) 市民及び地域（自主）防災組織等への指導 応急給水活動の円滑化と地域に存在する水源の効率的な活用に向けて、市民及び地域（自主）防災組織等に対し、日常からの飲料水の運搬・配分等への協力の呼び掛け等の指導に努める。 <u>なお</u>、これらの水源について、衛生面に注意を払うよう促す。	変更				
61	同上	2 食糧の確保 (災害対応事務局、各施設管理者)	2 食糧の確保 (危機管理室、施設管理者)	変更				
62	同上	3 生活必需品等の確保 (災害対応事務局、予算・調査班)	3 生活必需品等の確保 (危機管理室、環境部、街づくり部、下水道部、生涯学習部)	変更				
62	同上	(2) 生活必需品・資器材の備蓄 (略) 今後は、女性や妊産婦を含めて、要配慮者のニーズに配慮した備蓄内容に<u>配慮</u>していくため、要配慮者が必要とされる最小限の生活必需品について適切な施設への分散備蓄を進める。 (略)	(2) 生活必需品・資器材の備蓄 (略) 今後は、女性や妊産婦を含めて、要配慮者のニーズに配慮した備蓄内容に<u>して</u>いくため、要配慮者が必要とされる最小限の生活必需品について適切な施設への分散備蓄を進める。 (略)	削除				
62	同上		(3) 災害用トイレの確保 <u>「市川市災害時トイレ確保・管理計画」に基づき、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等、それぞれの特徴を踏まえ、必要数量を平時から把握し、調達体制を整えとともに、男女別のトイレの確保及び設置や、高齢者や身体に障がいがある者への対応、夜間に安心して利用できる周辺整備等に配慮する。</u> <u>また、マンホールトイレ対応施設の整備や、仮設トイレを設置する避難所の場所、優先順位、設置数等についてマニュアルを作成する。</u>	追加				
62	同上	(3) 衛生用品の備蓄	(4) 衛生用品の備蓄	変更				
62	同上	4 食糧・生活必需品等の調達・輸送に関する協定の締結 (災害対応事務局)	4 食糧・生活必需品等の調達・輸送に関する協定の締結 (危機管理室)	変更				
63	同上	5 流通在庫備蓄の確保 (災害対応事務局)	5 流通在庫備蓄の確保 (危機管理室)	変更				
63	同上	6 災害対応を行う職員等の食糧の確保 (予算・調査班、被災生活支援本部、各施設管理者)	6 災害対応を行う職員等の食糧の確保 (危機管理室、施設管理者)	変更				

ページ	項目	現行計画			修正案			差分
63	同上	7 市川市備蓄計画の策定（災害対応事務局）			7 市川市備蓄計画の策定（危機管理室）			変更
63	同上				8 物資調達・輸送調整等支援システムの活用（危機管理室） 備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県等と情報共有を図るよう努める。また、備蓄・調達・輸送体制の整備と並行して、同システムを活用した備蓄物資や物資拠点の登録を行うほか、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。			追加
64	同上				第10 被災者支援の仕組みの整備 地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。			追加
64	同上				1 災害ケースマネジメント体制の整備（危機管理室、福祉部） 発災後に円滑に災害ケースマネジメントを実施するため、平時から防災部局、福祉部局が連携して災害ケースマネジメントの実施について検討を行い、実情に応じた体制を構築するとともに、以下について事前に検討する。 ＜事前に検討すべき事項の例＞ ① 業務分担（中心となって進める部局） ② 活用する予算事業等の確認・整理 ③ アウトリーチの実施方法・体制 ④ 発災後の部局間連携手段（会議の開催方法、メンバー等） ⑤ アセスメントシートや支援記録の様式の作成 等 ⑥ 部局間での避難行動要支援者名簿等の共有による、支援が必要となる可能性が高い者の事前把握			追加
64	同上				2 関係する機関、民間団体との連携体制の構築 社会福祉協議会や保健師、民生委員・児童委員などの福祉関係の機関や団体等との連携のほか、フィナンシャルプランナーや弁護士、建築士、宅建業者などの生活再建に関わる機関や団体等とも、災害時の連携協定の締結などによって平時から協力体制の構築を検討し、発災直後から速やかに連携できるよう備える。			追加
65	第3節 防災意識の 向上	自らの身を守る ・非常食糧、飲料水の準備 ・生活必需品等の準備 ・避難の方法と心得 ・情報入手の方法 ・災害危険箇所の把握等 ・防災学習 ・帰宅困難者の心得	地域防災力の向上 ・救助、救護の方法 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施、参加 ・避難所運営 ・要配慮者の支援等	その他 ・浸水被害想定等の風水害等についての知識 ・交通規制 ・学校施設等の防災対策等	自らの身を守る ・非常食糧、飲料水の準備 ・生活必需品等の準備 ・避難の方法と心得 ・情報入手の方法 ・災害危険箇所の把握等 ・防災学習 ・帰宅困難者の心得 ・感染症対策 ・要配慮者に特に必要な物資の備蓄 ・ペット同行避難の準備	地域防災力の向上 ・救助、救護の方法 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施、参加 ・避難所運営 ・要配慮者の支援等	その他 ・浸水被害想定等の風水害等についての知識 ・交通規制 ・学校施設等の防災対策等 ・過去の災害教訓の伝承等	変更

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
			・被災後の生活再建に係る知識	
66	同上	1 地域の防災組織への支援 <u>(災害対応事務局、消防本部)</u>	1 地域の防災組織への支援 <u>(危機管理室)</u>	変更
66	同上	2 事業者の防災管理体制の強化 <u>(災害対応事務局、被災生活支援本部、消防本部)</u>	2 事業者の防災管理体制の強化 <u>(危機管理室、経済観光部、消防局)</u>	変更
66	同上	(3) 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定促進 中小企業者等を対象に、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定 <u>及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みの促進を図る。</u>	(3) 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定促進 中小企業者等を対象に、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定 <u>促進を行うとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう、県と連携して計画策定への支援を行う。</u>	変更
66	同上		(4) 事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組促進 <u>事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した企業等に対して、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるよう啓発および支援策の検討を行う。</u>	追加
66	同上	(4) 浸水想定区域内の地下街等・要配慮者利用施設への支援	(5) 浸水想定区域内の地下街等・要配慮者利用施設への支援	変更
67	同上	3 市内の大学と連携した防災講座 <u>(災害対応事務局)</u>	3 市内の大学と連携した防災講座 <u>(危機管理室)</u>	追加
67	同上	4 地域における防災リーダーの育成 <u>(災害対応事務局、消防本部)</u>	4 地域における防災リーダーの育成 <u>(危機管理室、消防局、消防団)</u>	追加
67	同上	5 防災カルテの活用 <u>(災害対応事務局)</u>	5 防災カルテの活用	削除
67	同上		6 防災教育の充実 <u>(学校教育部、こども部)</u> <u>学校、幼稚園、保育園等は、幼児・児童・生徒の安全を守るとともに、将来、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、各教科、道徳、特別活動等の指導における副読本等の教材・資料の作成、避難訓練や応急措置等の充実を図り、幼児・児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災教育を実施する。</u>	追加
67	同上		7 デジタル技術を活用した市民の防災対応力向上 <u>本市公式 LINE の防災メニューや YouTube のショート動画などを活用し、積極的な情報発信に努める。</u> <u>今後は、デジタル技術をより一層、防災の分野に取り入れていくために、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発により、市民がデジタル技術を活用して事前の防災啓発活動や避難行動の検討を行う環境づくりに努める。</u>	追加
69	同上		4 水防訓練の実施 <u>毎年出水期前に、河川管理者及び下水道管理者の協力のもと、水防関係機関との水防訓練（情報伝達等）を実施し、水防技術の向上を図る。</u>	追加
69	同上	4 市民等への支援・指導 <u>(災害対応事務局、消防本部)</u>	5 市民等への支援・指導 <u>(危機管理室、消防局)</u>	変更
69	同上	(3) 訓練指導用資器材の整備 <u>消防本部及び災害対応事務局</u> において、訓練の指導に使用する資器材を整備する。	(3) 訓練指導用資器材の整備 <u>消防局及び危機管理室</u> において、訓練の指導に使用する資器材を整備する。	変更

ページ	項目	現行計画	修正案	差分																																																																																																																																																																																																																																														
73	同上	<table><tr><th>部</th><th>項目</th><th>頁</th><th>主な実施期間※</th><th>第1フェーズ：準備期 目安：前夜～12時間後</th><th>第2フェーズ：体制確立期 目安：12時間～24時間後</th><th>第3フェーズ：人命救助期 目安：3日以内</th><th>第4フェーズ：生活再建期 目安：1週間以内</th><th>第5フェーズ：復旧期 目安：1週間以降</th><th>フェーズの凡例 （着手時期の目安）</th></tr><tr><td rowspan="5">第1部 迅速な活動体制の確立</td><td>第1 災害対策本部設置前の体制（水防組織）</td><td>69</td><td>事 消 保 生 衛 行 成 業 渉 予 予</td><td>活動体制の確立</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>第1フェーズ（準備期）</td></tr><tr><td>第2 災害対策本部の設置</td><td>73</td><td>事 消 保 生 衛 行 成 業 渉 予 予</td><td>災害対策本部の設置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>第2フェーズ（体制確立期）</td></tr><tr><td>第3 職員の参集・配置</td><td>82</td><td>事 消 保 生 衛 行 成 業 渉 予 予</td><td>職員の参集・配置</td><td>体制の調整・再整備</td><td></td><td></td><td></td><td>第3フェーズ（人命救助期）</td></tr><tr><td>第4 応援・協力の要請</td><td>86</td><td>事 消 保 生 衛 業</td><td>自衛隊・消防機関への要請</td><td>県・他自治体・協定業者への要請、対応行動の調整 ボランティアの受入れ、労務供給計画の立案</td><td></td><td></td><td></td><td>第4フェーズ（生活再建期）</td></tr><tr><td>第5 災害救助法の適用手続</td><td>89</td><td>事</td><td>予</td><td></td><td></td><td>緊急予算措置、災害救助法適用手続</td><td></td><td>第5フェーズ（復旧期）</td></tr><tr><td rowspan="4">第2部 迅速な情報収集・整理、正確な情報の伝達</td><td>第1 情報連絡体制の確立</td><td>92</td><td>事 消 保 生 衛 行 成 業 渉 予 予</td><td>情報連絡体制の確立</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="4">実施担当の凡例 事：災害対応事務局 消：消防本部 保：保健本部 生：被災生活支援本部 衛：被災市街地対応本部 行：行方不明者 成：広報関係 業：業務継続関係 渉：予備・調査関係 予：学校教育関係</td></tr><tr><td>第2 被災情報の収集・伝達</td><td>94</td><td>事 消 保 生 衛 行 成</td><td>警察等の伝達、被災情報の収集・伝達、本部会議の開催</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第3 広報活動の実施</td><td>101</td><td>事 消 保 生 成 渉</td><td>被災状況等の広報、報道機関への対応、市議会への対応</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第4 被災記録の整理</td><td>104</td><td>事 消 保 生 衛 行 成 業 渉 予 予</td><td></td><td></td><td>活動記録の整理、経費の集計・整理</td><td></td><td>被災記録の編集</td></tr><tr><td rowspan="8">第3部 災害の拡大防止措置</td><td>第1 水防活動の実施</td><td>106</td><td>事 消 保 生 衛</td><td>安全配慮措置、水防活動の実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="8">実施担当の凡例 事：災害対応事務局 消：消防本部 保：保健本部 生：被災生活支援本部 衛：被災市街地対応本部 行：行方不明者 成：広報関係 業：業務継続関係 渉：予備・調査関係 予：学校教育関係</td></tr><tr><td>第2 土砂災害応急対策の実施</td><td>109</td><td>事 消 保 生 衛</td><td>前兆現象の早期把握・情報伝達、土砂災害応急対策等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第3 交通規制の実施</td><td>111</td><td>事 消 保 生 行</td><td>道路・橋梁等の交通規制、緊急通行車両の確保等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第4 道路・交通手段の確保</td><td>113</td><td>事 消 保 生 行 予</td><td>道路の管理、緊急輸送車両・燃料等の確保</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第5 消火・救助・救急活動の実施</td><td>117</td><td>事 消 保 生</td><td>消火活動、救助・救急活動</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第6 応急医療活動の実施</td><td>121</td><td>事 消 保 生</td><td>医療活動</td><td></td><td></td><td>保健活動、防災活動</td><td></td></tr><tr><td>第7 避難情報の発令</td><td>124</td><td>事 消 保 生 衛 行 成</td><td>避難情報の発令</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第8 危険区域の立入禁止措置</td><td>128</td><td>事 消 保 生 衛</td><td>危険区域等の立入禁止措置</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="9">第4部 被災者の生活支援</td><td>第1 避難所の開設・運営</td><td>130</td><td>事 消 保 生 成</td><td>避難所の開設・運営、福祉避難所への避難者の移送、指定避難所外に滞在する被災者への支援</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="9">実施担当の凡例 事：災害対応事務局 消：消防本部 保：保健本部 生：被災生活支援本部 衛：被災市街地対応本部 行：行方不明者 成：広報関係 業：業務継続関係 渉：予備・調査関係 予：学校教育関係</td></tr><tr><td>第2 要配慮者対策の実施</td><td>132</td><td>事 消 保 生 成</td><td>避難行動要配慮者の安全確認等、要配慮者対策の運営</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第3 帰宅困難者・帰宅困難者対策の実施</td><td>134</td><td>事 消 保 生 成</td><td>帰宅困難者への情報提供</td><td>一時滞在施設の開設・運営</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第4 水、食糧、物資の供給</td><td>136</td><td>事 消 保 生 衛 予</td><td>水、食糧、物資の供給</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第5 行方不明者等の捜索及び遺体の収容・埋葬</td><td>139</td><td>事 消 保 生 衛</td><td>行方不明者の捜索</td><td>遺体の収容・埋葬</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第6 被災地の清掃</td><td>141</td><td>事 消 保 生 衛</td><td>避難所等の清掃、災害廃物の設置・管理、し尿・ごみ・がれき等の回収・処理</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第7 被災地の整備</td><td>145</td><td>事 消 保 生 成</td><td>被災地のパトロール、物資の安定供給、災害廃物の防止</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第8 被災者住宅の確保</td><td>146</td><td>事 消 保 生 衛 成</td><td>被災住宅の応急修理、被災住宅の仮設の策定・調整等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第9 応急教育の実施</td><td>148</td><td>事 消 保 生 衛 予</td><td>避難訓練・安全確認</td><td>応急教育の実施</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第5部 社会関係の復旧</td><td>第1 公共施設の復旧</td><td>150</td><td>事 消 保 生 衛 行</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>公共施設の復旧活動</td></tr></table>	部	項目	頁	主な実施期間※	第1フェーズ：準備期 目安：前夜～12時間後	第2フェーズ：体制確立期 目安：12時間～24時間後	第3フェーズ：人命救助期 目安：3日以内	第4フェーズ：生活再建期 目安：1週間以内	第5フェーズ：復旧期 目安：1週間以降	フェーズの凡例 （着手時期の目安）	第1部 迅速な活動体制の確立	第1 災害対策本部設置前の体制（水防組織）	69	事 消 保 生 衛 行 成 業 渉 予 予	活動体制の確立					第1フェーズ（準備期）	第2 災害対策本部の設置	73	事 消 保 生 衛 行 成 業 渉 予 予	災害対策本部の設置					第2フェーズ（体制確立期）	第3 職員の参集・配置	82	事 消 保 生 衛 行 成 業 渉 予 予	職員の参集・配置	体制の調整・再整備				第3フェーズ（人命救助期）	第4 応援・協力の要請	86	事 消 保 生 衛 業	自衛隊・消防機関への要請	県・他自治体・協定業者への要請、対応行動の調整 ボランティアの受入れ、労務供給計画の立案				第4フェーズ（生活再建期）	第5 災害救助法の適用手続	89	事	予			緊急予算措置、災害救助法適用手続		第5フェーズ（復旧期）	第2部 迅速な情報収集・整理、正確な情報の伝達	第1 情報連絡体制の確立	92	事 消 保 生 衛 行 成 業 渉 予 予	情報連絡体制の確立					実施担当の凡例 事：災害対応事務局 消：消防本部 保：保健本部 生：被災生活支援本部 衛：被災市街地対応本部 行：行方不明者 成：広報関係 業：業務継続関係 渉：予備・調査関係 予：学校教育関係	第2 被災情報の収集・伝達	94	事 消 保 生 衛 行 成	警察等の伝達、被災情報の収集・伝達、本部会議の開催					第3 広報活動の実施	101	事 消 保 生 成 渉	被災状況等の広報、報道機関への対応、市議会への対応					第4 被災記録の整理	104	事 消 保 生 衛 行 成 業 渉 予 予			活動記録の整理、経費の集計・整理		被災記録の編集	第3部 災害の拡大防止措置	第1 水防活動の実施	106	事 消 保 生 衛	安全配慮措置、水防活動の実施					実施担当の凡例 事：災害対応事務局 消：消防本部 保：保健本部 生：被災生活支援本部 衛：被災市街地対応本部 行：行方不明者 成：広報関係 業：業務継続関係 渉：予備・調査関係 予：学校教育関係	第2 土砂災害応急対策の実施	109	事 消 保 生 衛	前兆現象の早期把握・情報伝達、土砂災害応急対策等					第3 交通規制の実施	111	事 消 保 生 行	道路・橋梁等の交通規制、緊急通行車両の確保等					第4 道路・交通手段の確保	113	事 消 保 生 行 予	道路の管理、緊急輸送車両・燃料等の確保					第5 消火・救助・救急活動の実施	117	事 消 保 生	消火活動、救助・救急活動					第6 応急医療活動の実施	121	事 消 保 生	医療活動			保健活動、防災活動		第7 避難情報の発令	124	事 消 保 生 衛 行 成	避難情報の発令					第8 危険区域の立入禁止措置	128	事 消 保 生 衛	危険区域等の立入禁止措置					第4部 被災者の生活支援	第1 避難所の開設・運営	130	事 消 保 生 成	避難所の開設・運営、福祉避難所への避難者の移送、指定避難所外に滞在する被災者への支援					実施担当の凡例 事：災害対応事務局 消：消防本部 保：保健本部 生：被災生活支援本部 衛：被災市街地対応本部 行：行方不明者 成：広報関係 業：業務継続関係 渉：予備・調査関係 予：学校教育関係	第2 要配慮者対策の実施	132	事 消 保 生 成	避難行動要配慮者の安全確認等、要配慮者対策の運営					第3 帰宅困難者・帰宅困難者対策の実施	134	事 消 保 生 成	帰宅困難者への情報提供	一時滞在施設の開設・運営				第4 水、食糧、物資の供給	136	事 消 保 生 衛 予	水、食糧、物資の供給					第5 行方不明者等の捜索及び遺体の収容・埋葬	139	事 消 保 生 衛	行方不明者の捜索	遺体の収容・埋葬				第6 被災地の清掃	141	事 消 保 生 衛	避難所等の清掃、災害廃物の設置・管理、し尿・ごみ・がれき等の回収・処理					第7 被災地の整備	145	事 消 保 生 成	被災地のパトロール、物資の安定供給、災害廃物の防止					第8 被災者住宅の確保	146	事 消 保 生 衛 成	被災住宅の応急修理、被災住宅の仮設の策定・調整等					第9 応急教育の実施	148	事 消 保 生 衛 予	避難訓練・安全確認	応急教育の実施				第5部 社会関係の復旧	第1 公共施設の復旧	150	事 消 保 生 衛 行					公共施設の復旧活動	変更
部	項目	頁	主な実施期間※	第1フェーズ：準備期 目安：前夜～12時間後	第2フェーズ：体制確立期 目安：12時間～24時間後	第3フェーズ：人命救助期 目安：3日以内	第4フェーズ：生活再建期 目安：1週間以内	第5フェーズ：復旧期 目安：1週間以降	フェーズの凡例 （着手時期の目安）																																																																																																																																																																																																																																									
第1部 迅速な活動体制の確立	第1 災害対策本部設置前の体制（水防組織）	69	事 消 保 生 衛 行 成 業 渉 予 予	活動体制の確立					第1フェーズ（準備期）																																																																																																																																																																																																																																									
	第2 災害対策本部の設置	73	事 消 保 生 衛 行 成 業 渉 予 予	災害対策本部の設置					第2フェーズ（体制確立期）																																																																																																																																																																																																																																									
	第3 職員の参集・配置	82	事 消 保 生 衛 行 成 業 渉 予 予	職員の参集・配置	体制の調整・再整備				第3フェーズ（人命救助期）																																																																																																																																																																																																																																									
	第4 応援・協力の要請	86	事 消 保 生 衛 業	自衛隊・消防機関への要請	県・他自治体・協定業者への要請、対応行動の調整 ボランティアの受入れ、労務供給計画の立案				第4フェーズ（生活再建期）																																																																																																																																																																																																																																									
	第5 災害救助法の適用手続	89	事	予			緊急予算措置、災害救助法適用手続		第5フェーズ（復旧期）																																																																																																																																																																																																																																									
第2部 迅速な情報収集・整理、正確な情報の伝達	第1 情報連絡体制の確立	92	事 消 保 生 衛 行 成 業 渉 予 予	情報連絡体制の確立					実施担当の凡例 事：災害対応事務局 消：消防本部 保：保健本部 生：被災生活支援本部 衛：被災市街地対応本部 行：行方不明者 成：広報関係 業：業務継続関係 渉：予備・調査関係 予：学校教育関係																																																																																																																																																																																																																																									
	第2 被災情報の収集・伝達	94	事 消 保 生 衛 行 成	警察等の伝達、被災情報の収集・伝達、本部会議の開催																																																																																																																																																																																																																																														
	第3 広報活動の実施	101	事 消 保 生 成 渉	被災状況等の広報、報道機関への対応、市議会への対応																																																																																																																																																																																																																																														
	第4 被災記録の整理	104	事 消 保 生 衛 行 成 業 渉 予 予			活動記録の整理、経費の集計・整理		被災記録の編集																																																																																																																																																																																																																																										
第3部 災害の拡大防止措置	第1 水防活動の実施	106	事 消 保 生 衛	安全配慮措置、水防活動の実施					実施担当の凡例 事：災害対応事務局 消：消防本部 保：保健本部 生：被災生活支援本部 衛：被災市街地対応本部 行：行方不明者 成：広報関係 業：業務継続関係 渉：予備・調査関係 予：学校教育関係																																																																																																																																																																																																																																									
	第2 土砂災害応急対策の実施	109	事 消 保 生 衛	前兆現象の早期把握・情報伝達、土砂災害応急対策等																																																																																																																																																																																																																																														
	第3 交通規制の実施	111	事 消 保 生 行	道路・橋梁等の交通規制、緊急通行車両の確保等																																																																																																																																																																																																																																														
	第4 道路・交通手段の確保	113	事 消 保 生 行 予	道路の管理、緊急輸送車両・燃料等の確保																																																																																																																																																																																																																																														
	第5 消火・救助・救急活動の実施	117	事 消 保 生	消火活動、救助・救急活動																																																																																																																																																																																																																																														
	第6 応急医療活動の実施	121	事 消 保 生	医療活動			保健活動、防災活動																																																																																																																																																																																																																																											
	第7 避難情報の発令	124	事 消 保 生 衛 行 成	避難情報の発令																																																																																																																																																																																																																																														
	第8 危険区域の立入禁止措置	128	事 消 保 生 衛	危険区域等の立入禁止措置																																																																																																																																																																																																																																														
第4部 被災者の生活支援	第1 避難所の開設・運営	130	事 消 保 生 成	避難所の開設・運営、福祉避難所への避難者の移送、指定避難所外に滞在する被災者への支援					実施担当の凡例 事：災害対応事務局 消：消防本部 保：保健本部 生：被災生活支援本部 衛：被災市街地対応本部 行：行方不明者 成：広報関係 業：業務継続関係 渉：予備・調査関係 予：学校教育関係																																																																																																																																																																																																																																									
	第2 要配慮者対策の実施	132	事 消 保 生 成	避難行動要配慮者の安全確認等、要配慮者対策の運営																																																																																																																																																																																																																																														
	第3 帰宅困難者・帰宅困難者対策の実施	134	事 消 保 生 成	帰宅困難者への情報提供	一時滞在施設の開設・運営																																																																																																																																																																																																																																													
	第4 水、食糧、物資の供給	136	事 消 保 生 衛 予	水、食糧、物資の供給																																																																																																																																																																																																																																														
	第5 行方不明者等の捜索及び遺体の収容・埋葬	139	事 消 保 生 衛	行方不明者の捜索	遺体の収容・埋葬																																																																																																																																																																																																																																													
	第6 被災地の清掃	141	事 消 保 生 衛	避難所等の清掃、災害廃物の設置・管理、し尿・ごみ・がれき等の回収・処理																																																																																																																																																																																																																																														
	第7 被災地の整備	145	事 消 保 生 成	被災地のパトロール、物資の安定供給、災害廃物の防止																																																																																																																																																																																																																																														
	第8 被災者住宅の確保	146	事 消 保 生 衛 成	被災住宅の応急修理、被災住宅の仮設の策定・調整等																																																																																																																																																																																																																																														
	第9 応急教育の実施	148	事 消 保 生 衛 予	避難訓練・安全確認	応急教育の実施																																																																																																																																																																																																																																													
第5部 社会関係の復旧	第1 公共施設の復旧	150	事 消 保 生 衛 行					公共施設の復旧活動																																																																																																																																																																																																																																										
74	第3章 震災応急 対策計画 第1節 迅速な活動 体制の確立	本市は、水防法（昭和24年法律第193号）及び千葉県水防計画に基づく指定水防管理団体であるが、法にいう水防団は置かないこととし、消防機関（消防局、消防団）が主体となり水防作業にあたる（水防法第5条、消防組織法第1条）。			変更																																																																																																																																																																																																																																													
75	同上	<table><tr><th>配備体制</th><th>対応の概要</th><th>参集対象職員</th></tr><tr><td>第1 配備体制 （警戒本部体制）</td><td>○気象情報の収集及び提供 ○SNSによる情報提供 ○土のう配布（土のうステーション含む） ○パトロール ※避難所開設の検討 等</td><td>○災害対応事務局 ○被災市街地対応本部 ○消防本部（通常体制）</td></tr></table>			配備体制	対応の概要	参集対象職員	第1 配備体制 （警戒本部体制）	○気象情報の収集及び提供 ○SNSによる情報提供 ○土のう配布（土のうステーション含む） ○パトロール ※避難所開設の検討 等	○災害対応事務局 ○被災市街地対応本部 ○消防本部（通常体制）	追加																																																																																																																																																																																																																																							
配備体制	対応の概要	参集対象職員																																																																																																																																																																																																																																																
第1 配備体制 （警戒本部体制）	○気象情報の収集及び提供 ○SNSによる情報提供 ○土のう配布（土のうステーション含む） ○パトロール ※避難所開設の検討 等	○災害対応事務局 ○被災市街地対応本部 ○消防本部（通常体制）																																																																																																																																																																																																																																																

ページ	項目	現行計画			修正案			差分																																																
77	同上							変更																																																
		配備体制	対応の概要	参集対象職員	配備体制	対応の概要	参集対象職員																																																	
		第 2 配備体制 （緊急活動本部体制）	○気象情報の収集及び提供 ○SNSによる情報提供 ○議会対応 ○土のう配布 ○パトロール等 ※状況により ○本部・小学校区防災拠点の開設準備・一部開設 ○被害発生時は対応関連職員の動員と対応 ○小・中学校避難所の開設準備・一部開設 ○自主避難所の開設・運営 ○保健・福祉活動チームの派遣	○災害対応事務局 ○広報班、業務継続班、予算・調査班、 渉外班、学校教育班 ○消防本部 ○被災生活支援本部 ※行徳本部は災害 6 班として活動 ○被災市街地対応本部 ○医療本部（保健・福祉活動チーム） ○避難所に指定されている施設の施設管理者 ○小学校区防災拠点要員	第 2 配備体制 （緊急活動本部体制）	○気象情報の収集及び提供 ○SNSによる情報提供 ○議会対応 ○土のう配布 ○パトロール等 ※状況により ○本部・小学校区防災拠点の開設準備・一部開設 ○被害発生時は対応関連職員の動員と対応 ○小・中学校避難所の開設準備・一部開設 ○自主避難所の既設・運営 ○保健・福祉活動チームの派遣	○災害対応事務局 ○広報班 ○業務継続班 ○予算・調査班 ○渉外班 ○学校教育班 ○被災生活支援本部 ○被災市街地対応本部 ○医療本部（保健・福祉活動チーム） ○消防本部 ○行徳本部 上記の所属職員で予め定められた職員																																																	
78	同上	災害対策本部の設置基準 ○（略） ○気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく 暴風雨、大雨、高潮、浸水もしくは洪水等の注意報、警報 又は特別警報が発せられ本部の設置が必要と認められるとき。			災害対策本部の設置基準 ○（略） ○気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく 大雨・洪水・高潮・暴風に係る警報 又は特別警報が発せられ本部の設置が必要と認められるとき。			変更																																																
78	同上	災害対策本部の設置場所 災害対策本部 設置場所 第 1 庁舎 災害情報収集室及び委員会室 代替施設（第 1 庁舎が使用不能の場合） 生涯学習センター			災害対策本部の設置場所 災害対策本部 設置場所 第 1 庁舎 災害情報収集室及び委員会室 代替施設（第 1 庁舎が使用不能の場合） 第 2 庁舎 2 階 会議室 1 及び 4 階 大会議室			変更																																																
80	同上	《各対応本部長》 <table><tr><th></th><th>第 1 順位</th><th>第 2 順位</th><th>第 3 順位</th></tr><tr><td>消 防 本 部</td><td>消防局長</td><td>消防局次長 (総務担当)</td><td>消防局次長 (警防担当)</td></tr><tr><td>医 療 本 部</td><td>保健部長</td><td>保健部次長</td><td>保健医療課長</td></tr><tr><td>被災生活支援本部</td><td>総務部長</td><td>総務部次長</td><td>選挙管理委員会 事務局長</td></tr><tr><td>被災市街地対応本部</td><td>街づくり部長</td><td>道路交通部長</td><td>下水道部長</td></tr><tr><td>行 徳 本 部</td><td>行徳支所長</td><td>行徳支所次長</td><td>行徳支所 企画調整課長</td></tr></table>				第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	消 防 本 部	消防局長	消防局次長 (総務 担当)	消防局次長 (警防 担当)	医 療 本 部	保健部長	保健部次長	保健医療課長	被災生活支援本部	総務部長	総務部次長	選挙管理委員会 事務局長	被災市街地対応本部	街づくり部長	道路交通部長	下水道部長	行 徳 本 部	行徳支所長	行徳支所次長	行徳支所 企画調整 課長	《各対応本部長》 <table><tr><th></th><th>第 1 順位</th><th>第 2 順位</th><th>第 3 順位</th></tr><tr><td>消 防 本 部</td><td>消防局長</td><td>消防局次長 (警防担当)</td><td>消防局次長 (総務担当)</td></tr><tr><td>医 療 本 部</td><td>保健部長</td><td>保健部次長</td><td>保健医療課長</td></tr><tr><td>被災生活支援本部</td><td>総務部長</td><td>総務部次長</td><td>選挙管理委員会 事務局長</td></tr><tr><td>被災市街地対応本部</td><td>街づくり部長</td><td>道路交通部長</td><td>下水道部長</td></tr><tr><td>行 徳 本 部</td><td>行徳支所長</td><td>行徳支所次長</td><td>行徳支所 総務課長</td></tr></table>				第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	消 防 本 部	消防局長	消防局次長 (警防 担当)	消防局次長 (総務 担当)	医 療 本 部	保健部長	保健部次長	保健医療課長	被災生活支援本部	総務部長	総務部次長	選挙管理委員会 事務局長	被災市街地対応本部	街づくり部長	道路交通部長	下水道部長	行 徳 本 部	行徳支所長	行徳支所次長	行徳支所 総務 課長	変更
	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位																																																					
消 防 本 部	消防局長	消防局次長 (総務 担当)	消防局次長 (警防 担当)																																																					
医 療 本 部	保健部長	保健部次長	保健医療課長																																																					
被災生活支援本部	総務部長	総務部次長	選挙管理委員会 事務局長																																																					
被災市街地対応本部	街づくり部長	道路交通部長	下水道部長																																																					
行 徳 本 部	行徳支所長	行徳支所次長	行徳支所 企画調整 課長																																																					
	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位																																																					
消 防 本 部	消防局長	消防局次長 (警防 担当)	消防局次長 (総務 担当)																																																					
医 療 本 部	保健部長	保健部次長	保健医療課長																																																					
被災生活支援本部	総務部長	総務部次長	選挙管理委員会 事務局長																																																					
被災市街地対応本部	街づくり部長	道路交通部長	下水道部長																																																					
行 徳 本 部	行徳支所長	行徳支所次長	行徳支所 総務 課長																																																					

ページ	項目	現行計画					修正案					差分		
82	同上	本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）	本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）	変更		
		5 対 応 本 部	消防本部	①消防局長 ②消防局次長 （総務担当） ③消防局次長 （警棒担当）	●消防局 ○消防団	（略）	5 対 応 本 部	消防本部	①消防局長 ②消防局次長 （警防担当） ③消防局次長 （総務担当）	●消防局 ○消防団	（略）			
			医療本部	①保健部長 ②保健部次長 ③保健医療課長	●保健部	（略）		医療本部	①保健部長 ②保健部次長 ③保健医療課長	●保健部 <u>○こども部の一部</u>	（略）			
			（略）		（略）	（略）		（略）	（略）		（略）		（略）	
83	同上	本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）	本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）	変更		
		5 対 応 本 部	被災市街地対 応本部	①街づくり部長 ②道路交通部長 ③下水道部長 ④環境部長	●街づくり部 ○管財部の一部 ○環境部 ○道路交通部 ○下水道部 ○行徳支所の一部	（略） ➢ <u>応急危険度判定本部及び</u> 被災宅地危険度判定本部の解説・運営に関する こと。 （略） <u>り</u> 災証明書 発行 に関すること	5 対 応 本 部	被災市街地対 応本部	①街づくり部長 ②道路交通部長 ③下水道部長 ④環境部長	●街づくり部 ○管財部の一部 ○環境部 ○道路交通部 ○下水道部 ○行徳支所の一部	（略） ➢ 被災宅地危険度判定本部の解説・運営 に関すること。 （略） ※ <u>罹</u> 災証明書 交付 のための住家認定調査 の計画・実施への協力			
				行徳本部	①行徳支所長 ②行徳支所次長 ③行徳支所 企画調整 課長	●行徳支所			（略）	行徳本部	①行徳支所長 ②行徳支所次長 ③行徳支所 総務 課長		●行徳支所	（略）
84	同上	本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）	本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）	変更		
		本 部 長 直 轄 班	（略）		（略）	（略）	（略）	本 部 長 直 轄 班	（略）		（略）		（略）	
			予算・調査班		①財政部長 ②管財部長 ③財政部次長	●財政部 ○管財部 ○監査委員事務局	➢ 緊急予算措置に関すること ➢ 庁舎管理に関すること ➢ 車両の調整・配備に関すること ➢ 物資管理に関すること ➢ <u>り</u> 災証明書 発行 に関すること		予算・調査班		①財政部長 ②管財部長 ③財政部次長		●財政部 ○管財部 ○監査委員事務局	➢ 緊急予算措置に関すること ➢ 庁舎管理に関すること ➢ 車両の調整・配備に関すること ➢ 物資管理に関すること ➢ <u>罹</u> 災証明書 交付 に関すること
			（略）		（略）	（略）	（略）		（略）		（略）		（略）	（略）
85	同上	本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）	本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）	追加		
		現 地 対 応	災 害 班	災害 1 班	①スポーツ部長 ②スポーツ部次長	●スポーツ部 ○市長公室の一部 ○情報管理部の一部 ○市民部の一部	➢ 管轄地域全体の被害情報の収集 に関すること ➢ 被災生活支援本部への状況報告	現 地 対 応	災 害 班	災害 1 班	①スポーツ部長 ②スポーツ部次長		●スポーツ部 ○市長公室の一部 ○情報管理部の一部 ○市民部の一部	➢ 管轄地域全体の被害情報の収集 に関すること ➢ 被災生活支援本部への状況報告

ページ	項目	現行計画						修正案						差分
				災害 2 班	①市民部長 ②市民部次長	●市民部	に関すること ➤ 管轄する小学校区防災拠点からの 情報集約・指示に関すること ➤ 管轄する小学校区防災拠点の管 理、支援			災害 2 班	①市民部長 ②市民部次長	●市民部 ○会計課	に関すること ➤ 管轄する小学校区防災拠点からの 情報集約・指示に関すること ➤ 管轄する小学校区防災拠点の管 理、支援 ➤ <u>現地対応（土のう配布・排水作 業）に関すること</u>	
				災害 3 班	①生涯学習部長 ②生涯学習部次長	●生涯学習部				災害 3 班	①生涯学習部長 ②生涯学習部次長	●生涯学習部		
				災害 4 班	①こども部長 ②こども部次長	●こども部				災害 4 班	①こども部長 ②こども部次長	●こども部		
				災害 5 班	①文化国際部長 ②文化国際部次長	●文化国際部				災害 5 班	①文化国際部長 ②文化国際部次長	●文化国際部 ○生涯学習部の一部		
				災害 6 班	※行徳本部で対応	●行徳支所				災害 6 班	※行徳本部で対応	●行徳支所		
86	同上	4 災害対応行動計画 （略） 災害対応の時系列は、風水害等応急対策フロー（P68）に示すとおりである。 （略）						4 災害対応行動計画 （略） 災害対応の時系列は、風水害等応急対策フロー（P73）に示すとおりである。 （略）						変更
89	同上	(4) 緊急初動配備職員による参集・配備方法 （略） なお、緊急初動配備職員は、他の職員の参集状況等により順次交代し、本来の業務に移行する。						(4) 緊急初動配備職員による参集・配備方法 （略） なお、緊急初動配備職員は、他の職員の参集状況等により順次交代し、 <u>その他の応急対策業務又は所属</u> の本来の業務に移行する。						変更
92	同上							<u>5 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請（災害対応事務局）</u> <u>災害対策本部の運営など、全庁的な災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては、千葉県を通じて応援職員確保調整本部（設置前は総務省）に対し、対口支援団体決定後は、当該対口支援団体に対し、総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請する。</u>						追加
92	同上	<u>5 ボランティアの受入れ（市川市災害ボランティアセンター、業務継続班）</u> (2) ボランティアの派遣・活動調整は、 <u>市内ボランティア団体の判断によって</u> 、市川市災害ボランティアセンターが実施する。ただし、各種専門ボランティアは、それぞれの活動を担当する対応本部が実施する。						<u>6 NPO・ボランティアの受入れ（市川市災害ボランティアセンター、業務継続班）</u> (2) ボランティアの派遣・活動調整は、市川市災害ボランティアセンターが実施する。ただし、各種専門ボランティアは、それぞれの活動を担当する対応本部が実施する <u>ため、専門性が高いニーズについては業務継続班を通じて、協力を依頼する。</u> (3) <u>ボランティアの被災者支援活動が円滑かつ効果的に行われるよう、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。</u>						変更
92	同上	<u>6 労務供給計画の立案（被災生活支援本部）</u>						<u>7 労務供給計画の立案（被災生活支援本部）</u>						変更
92	同上	<u>7 対応行動の調整（災害対応事務局、被災生活支援本部）</u>						<u>8 対応行動の調整（災害対応事務局、被災生活支援本部）</u>						変更
93	同上	<u>8 水防活動に関する応援要請（災害対応事務局、消防本部）</u>						<u>9 水防活動に関する応援要請（災害対応事務局、消防本部）</u>						変更
93	同上	(4) 河川管理者の協力 （略）						(4) 河川管理者の協力						変更

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
		ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（江戸川及び真間川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）を提供する。 イ 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）を提示する。 ウ 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、関係者及び一般へ周知する。 <u>エ 重要水防箇所の合同点検を実施する。</u> <u>オ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会に参加する。</u> <u>カ</u> 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して応急復旧資器材又は備蓄資器材を提供する。 <u>キ</u> 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、提供するための職員を派遣する。	（略） ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（江戸川及び真間川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）を提供する。 イ 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）を提示する。 ウ 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、関係者及び一般へ周知する。 <u>エ</u> 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して応急復旧資器材又は備蓄資器材を提供する。 <u>オ</u> 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、提供するための職員を派遣する。	
93	同上	(5) 下水道管理者の協力 （略） <u>ア 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会に参加する。</u> <u>イ</u> 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材を提供する。 <u>ウ</u> 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、提供するための職員を派遣する。	(5) 下水道管理者の協力 （略） <u>ア</u> 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材を提供する。 <u>イ</u> 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、提供するための職員を派遣する。	変更
94	同上	2 災害救助法の適用可否の判断（災害対応事務局） （略）	2 災害救助法の適用可否の判断（災害対応事務局） （略） <u>(3) 次のような一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、県知事を通じ、内閣府に対して特別基準の適用を申請する。なお、特別協議による救助の期間の延長については、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、救助期間の延長に必要な具体的な事例を明確化して期間の設定を行う。</u> <u>ア 災害救助法が適用されないときで、あらかじめ定められた基準では万全を期することが困難な場合</u> <u>イ 災害救助法の対象数量又は期間について特別な事情がある場合</u>	追加
95	同上	3 被災概況の集計・整理（災害対応事務局） （略） [災害救助法の適用基準（災害<u>対策基本</u>法施行令第1条第1項解説）]	3 被災概況の集計・整理（災害対応事務局） （略） [災害救助法の適用基準（災害<u>救助</u>法施行令第1条第1項<u>及び第2項</u>解説）]	変更
104	第2節 迅速な情報 収集・整理、 正確な情報 の伝達	5 被災状況の確認調査（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、行徳本部）	5 被災状況の確認調査（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、行徳本部、<u>災害班</u>）	変更

ページ	項目	現行計画	修正案	差分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
107	同上	<table><tr><th>情報内容</th><th>無線</th><th>Web</th><th>メール</th><th>SNS</th><th>電話配信サービス</th><th>広報車</th><th>広報紙</th><th>貼紙</th><th>消防</th><th>警察</th><th>相談室</th><th>CATV・FM放送</th></tr><tr><td>① 地震情報や津波の予警報</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>② 余震情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>③ 被災状況の概要</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>④ 交通規制に関する情報</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑤ 応急医療体制</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑥ 避難情報</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑦ 危険区域に関する情報</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑧ 避難所に関する情報</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑨ 要配慮者対策に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑩ 水、食糧・物資の供給に関する情報</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑪ 物資の流通等に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑫ し尿やごみの収集に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑬ 入浴施設に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑭ ボランティア活動に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑮ 動物救護及び飼育支援に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑯ 労務希望者の募集</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑰ 市民生活再建支援に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑱ 被災者住宅の斡旋に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑲ 応急教育の実施に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>㉑ 公共施設の復旧見直しに関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>㉒ 産業復旧支援に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr></table>	情報内容	無線	Web	メール	SNS	電話配信サービス	広報車	広報紙	貼紙	消防	警察	相談室	CATV・FM放送	① 地震情報や津波の予警報	○	○	○	○	○	○						○	② 余震情報		○	○	○				○				○	③ 被災状況の概要	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	④ 交通規制に関する情報	○	○	○	○	○		○	○		○		○	⑤ 応急医療体制	○	○	○	○	○	○	○	○				○	⑥ 避難情報	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	⑦ 危険区域に関する情報	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	⑧ 避難所に関する情報	○	○	○	○	○	○	○	○				○	⑨ 要配慮者対策に関する情報		○	○	○			○	○				○	⑩ 水、食糧・物資の供給に関する情報	○	○	○	○	○	○	○	○				○	⑪ 物資の流通等に関する情報		○	○	○		○	○	○		○		○	⑫ し尿やごみの収集に関する情報		○	○	○		○	○	○				○	⑬ 入浴施設に関する情報		○	○	○		○	○	○				○	⑭ ボランティア活動に関する情報		○	○	○			○	○				○	⑮ 動物救護及び飼育支援に関する情報		○	○	○			○	○				○	⑯ 労務希望者の募集		○	○	○			○	○				○	⑰ 市民生活再建支援に関する情報		○	○	○			○	○				○	⑱ 被災者住宅の斡旋に関する情報		○	○	○			○	○				○	⑲ 応急教育の実施に関する情報		○	○	○			○	○				○	㉑ 公共施設の復旧見直しに関する情報		○	○	○			○	○				○	㉒ 産業復旧支援に関する情報		○	○	○				○				○	<table><tr><th>情報内容</th><th>無線</th><th>Web</th><th>メール</th><th>SNS</th><th>電話配信サービス</th><th>広報車</th><th>広報紙</th><th>貼紙</th><th>消防</th><th>警察</th><th>相談室</th><th>CATV・FM放送</th></tr><tr><td>① 気象情報</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>② 被災状況の概要</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>③ 交通規制に関する情報</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>④ 応急医療体制</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑤ 避難情報</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑥ 危険区域に関する情報</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑦ 避難所に関する情報</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑧ 要配慮者対策に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑨ 水、食糧・物資の供給に関する情報</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑩ 物資の流通等に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑪ し尿やごみの収集に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑫ 入浴施設に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑬ ボランティア活動に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑭ 動物救護及び飼育支援に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑮ 労務希望者の募集</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑯ 市民生活再建支援に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑰ 被災者住宅の斡旋に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>⑱ 応急教育の実施に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>㉑ 公共施設の復旧見直しに関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>㉒ 産業復旧支援に関する情報</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr></table>	情報内容	無線	Web	メール	SNS	電話配信サービス	広報車	広報紙	貼紙	消防	警察	相談室	CATV・FM放送	① 気象情報	○	○	○	○	○	○						○	② 被災状況の概要	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	③ 交通規制に関する情報	○	○	○	○	○		○	○		○		○	④ 応急医療体制	○	○	○	○	○	○	○	○				○	⑤ 避難情報	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	⑥ 危険区域に関する情報	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	⑦ 避難所に関する情報	○	○	○	○	○	○	○	○				○	⑧ 要配慮者対策に関する情報		○	○	○			○	○				○	⑨ 水、食糧・物資の供給に関する情報	○	○	○	○	○	○	○	○				○	⑩ 物資の流通等に関する情報		○	○	○		○	○	○				○	⑪ し尿やごみの収集に関する情報		○	○	○		○	○	○				○	⑫ 入浴施設に関する情報		○	○	○		○	○	○				○	⑬ ボランティア活動に関する情報		○	○	○			○	○				○	⑭ 動物救護及び飼育支援に関する情報		○	○	○			○	○				○	⑮ 労務希望者の募集		○	○	○			○	○				○	⑯ 市民生活再建支援に関する情報		○	○	○			○	○				○	⑰ 被災者住宅の斡旋に関する情報		○	○	○			○	○				○	⑱ 応急教育の実施に関する情報		○	○	○			○	○				○	㉑ 公共施設の復旧見直しに関する情報		○	○	○			○	○				○	㉒ 産業復旧支援に関する情報		○	○	○				○				○	変更
情報内容	無線	Web	メール	SNS	電話配信サービス	広報車	広報紙	貼紙	消防	警察	相談室	CATV・FM放送																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
① 地震情報や津波の予警報	○	○	○	○	○	○						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
② 余震情報		○	○	○				○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
③ 被災状況の概要	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
④ 交通規制に関する情報	○	○	○	○	○		○	○		○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑤ 応急医療体制	○	○	○	○	○	○	○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑥ 避難情報	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑦ 危険区域に関する情報	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑧ 避難所に関する情報	○	○	○	○	○	○	○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑨ 要配慮者対策に関する情報		○	○	○			○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑩ 水、食糧・物資の供給に関する情報	○	○	○	○	○	○	○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑪ 物資の流通等に関する情報		○	○	○		○	○	○		○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑫ し尿やごみの収集に関する情報		○	○	○		○	○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑬ 入浴施設に関する情報		○	○	○		○	○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑭ ボランティア活動に関する情報		○	○	○			○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑮ 動物救護及び飼育支援に関する情報		○	○	○			○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑯ 労務希望者の募集		○	○	○			○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑰ 市民生活再建支援に関する情報		○	○	○			○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑱ 被災者住宅の斡旋に関する情報		○	○	○			○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑲ 応急教育の実施に関する情報		○	○	○			○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉑ 公共施設の復旧見直しに関する情報		○	○	○			○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉒ 産業復旧支援に関する情報		○	○	○				○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
情報内容	無線	Web	メール	SNS	電話配信サービス	広報車	広報紙	貼紙	消防	警察	相談室	CATV・FM放送																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
① 気象情報	○	○	○	○	○	○						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
② 被災状況の概要	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
③ 交通規制に関する情報	○	○	○	○	○		○	○		○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
④ 応急医療体制	○	○	○	○	○	○	○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑤ 避難情報	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑥ 危険区域に関する情報	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑦ 避難所に関する情報	○	○	○	○	○	○	○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑧ 要配慮者対策に関する情報		○	○	○			○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑨ 水、食糧・物資の供給に関する情報	○	○	○	○	○	○	○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑩ 物資の流通等に関する情報		○	○	○		○	○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑪ し尿やごみの収集に関する情報		○	○	○		○	○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑫ 入浴施設に関する情報		○	○	○		○	○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑬ ボランティア活動に関する情報		○	○	○			○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑭ 動物救護及び飼育支援に関する情報		○	○	○			○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑮ 労務希望者の募集		○	○	○			○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑯ 市民生活再建支援に関する情報		○	○	○			○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑰ 被災者住宅の斡旋に関する情報		○	○	○			○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑱ 応急教育の実施に関する情報		○	○	○			○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉑ 公共施設の復旧見直しに関する情報		○	○	○			○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
㉒ 産業復旧支援に関する情報		○	○	○				○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
107	同上	(注) Web；本市公式Webサイトによる広報 消防；消防署及び消防団による広報活動 警察；警察機関による広報活動 貼紙；避難所等における貼り紙 CATV・FM放送；ジェイコム千葉、ベイエフエムによる広報 SNS；本市フェイスブック、 <u>ツイッター</u> 、LINE等による広報 無線；防災行政無線（同報無線）による広報 広報車；広報車による巡回 緊急広報紙の発行 相談室；臨時市民相談室における情報提供 メール；メール情報配信サービスによる情報提供 電話配信サービス；電話またはFAXによる情報提供	(注) Web；本市公式Webサイトによる広報 消防；消防署及び消防団による広報活動 警察；警察機関による広報活動 貼紙；避難所等における貼り紙 CATV・FM放送；ジェイコム千葉、ベイエフエム等による広報 SNS；本市フェイスブック、 <u>X（旧ツイッター）</u> 、LINE等による広報 無線；防災行政無線（同報無線）による広報 広報車；広報車による巡回 緊急広報紙の発行 相談室；臨時市民相談室における情報提供 メール；メール情報配信サービスによる情報提供 電話配信サービス；電話またはFAXによる情報提供	追加																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
108	同上	3 報道機関への対応（広報班） (略) (2) <u>災害対応事務局</u> では、必要に応じ、「災害時における放送要請等に関する協定（災害対策基本法第57条）」に基づいて、CATV・FM放送をはじめ各報道機関への放送要請を行い、市民に対しても、テレビ・ラジオ等による情報収集を呼び掛ける。	3 報道機関への対応（広報班） (略) (2) <u>広報班</u> では、必要に応じ、「災害時における放送要請等に関する協定（災害対策基本法第57条）」に基づいて、CATV・FM放送をはじめ各報道機関への放送要請を行い、市民に対しても、テレビ・ラジオ等による情報収集を呼び掛ける。	変更																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
112	第3節 災害の拡大 防止措置	(3) 排水機場・ポンプ場等における排水対策（被災市街地対応本部） (略)	(3) 排水機場・ポンプ場等における排水対策（被災市街地対応本部） (略) <u>また、樋門・ゲートについて、適切に操作を行い、放流先（河川等）からの逆流による浸水被害を防止する。</u>	追加																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
112	同上	(6) 避難情報の発令（災害対応事務局） 水害による著しい危険が予想されるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、 <u>市長の判断を仰いだのち、避難情報を発令する。</u> (略)	(6) 避難情報の発令（災害対応事務局） 水害による著しい危険が予想されるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、 <u>市民の生命・身体・財産を保護し、被害の拡大を防止するため、市民等に対して状況に応じた適切な避難情報の発令を行う。</u> (略)	変更																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
117	同上	4 緊急通行車両の確認等（千葉県） (1) 緊急通行車両の確認 ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のために、その通行を確保することが特に	4 緊急通行車両の確認等（千葉県） (1) 緊急通行車両の確認 ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のために、その通行を確保すること	変更																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

ページ	項目	現行計画	修正案	差分																				
		必要な車両）であることの確認を求める<u>ことができる</u>。 (略) (2) 緊急通行車両の<u>事前届出</u>・確認 (略) イ 公安委員会は、緊急通行車両に該当すると認められるものに<u>届出済証</u>を交付する。 ウ <u>届出済証</u>の交付を受けた車両については、<u>警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合、確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。</u>	が特に必要な車両）であることの確認を求める。 (略) (2) 緊急通行車両の<u>災害発生前</u>の確認 (略) イ 公安委員会は、緊急通行車両に該当すると認められるものに<u>標章及び確認証明書</u>を交付する。 ウ <u>標章</u>の交付を受けた車両については、<u>交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。</u>																					
118	同上	<体制>	<体制>	変更																				
119	同上	<table><tr><th>区分</th><th>項目</th><th>関係機関</th></tr><tr><td rowspan="3">河川・港湾</td><td>管内河川の被災状況</td><td>(略)</td></tr><tr><td>千葉県が管理する港湾の被災状況</td><td>葛南港湾事務所</td></tr><tr><td>各企業の港湾施設の被災状況</td><td>(略)</td></tr></table>	区分	項目	関係機関	河川・港湾	管内河川の被災状況	(略)	千葉県が管理する港湾の被災状況	葛南港湾事務所	各企業の港湾施設の被災状況	(略)	<table><tr><th>区分</th><th>項目</th><th>関係機関</th></tr><tr><td rowspan="3">河川・港湾</td><td>管内河川の被災状況</td><td>(略)</td></tr><tr><td>千葉県が管理する港湾の被災状況</td><td><u>千葉県</u>葛南港湾事務所</td></tr><tr><td>各企業の港湾施設の被災状況</td><td>(略)</td></tr></table>	区分	項目	関係機関	河川・港湾	管内河川の被災状況	(略)	千葉県が管理する港湾の被災状況	<u>千葉県</u> 葛南港湾事務所	各企業の港湾施設の被災状況	(略)	変更
区分	項目	関係機関																						
河川・港湾	管内河川の被災状況	(略)																						
	千葉県が管理する港湾の被災状況	葛南港湾事務所																						
	各企業の港湾施設の被災状況	(略)																						
区分	項目	関係機関																						
河川・港湾	管内河川の被災状況	(略)																						
	千葉県が管理する港湾の被災状況	<u>千葉県</u> 葛南港湾事務所																						
	各企業の港湾施設の被災状況	(略)																						
119	同上	2 道路の啓開（被災市街地対応本部） (略) (2) イ 被災した緊急活動道路の<u>迂</u>回路 (3) 障害物の除去にあたっては、被災市街地対応本部において瓦礫等の<u>一時集積所</u>を設定し、道路上の瓦礫等を一時的に搬入する。 (略)	2 道路の啓開（被災市街地対応本部） (略) (2) イ 被災した緊急活動道路の<u>迂</u>回路 (3) 障害物の除去にあたっては、被災市街地対応本部において瓦礫等の<u>仮置場</u>を設定し、道路上の瓦礫等を一時的に搬入する。 (略)	変更																				
120	同上	3 緊急通行車両の通行（被災市街地対応本部） (略) (2) 土地の一時使用 やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分<u>がで</u>	3 緊急通行車両の通行（被災市街地対応本部） (略) (2) 土地の一時使用 やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分<u>を行</u>	変更																				

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
		<u>きる。</u> (略)	<u>う。</u> (略)	
122	同上	1 消火・救出活動のための情報収集（消防本部） (1) 情報の収集 市民からの通報や <u>高所カメラ</u> からの監視等の方法によって、速やかに市内の火災発生状況や延焼拡大の危険性、救出すべき被災者の発生状況等について把握に努める。	1 消火・救出活動のための情報収集（消防本部） (1) 情報の収集 市民からの通報や <u>ドローン</u> からの監視等の方法によって、速やかに市内の火災発生状況や延焼拡大の危険性、救出すべき被災者の発生状況等について把握に努める。	変更
123	同上	(1) 市民及び事業者の初期消火 自治（町）会等を中心に、市民及び事業者は、出火の防止に努めるとともに、身近に出火を確認した場合には速やかに消防機関への通報を行い、積極的な初期消火活動を行う。	(1) 市民及び事業者の初期消火 自治（町）会等を中心に、市民及び事業者は、出火の防止に努めるとともに、身近に出火を確認した場合には速やかに消防機関への通報を行い、積極的な初期消火活動を行う。 <u>ただし、火が初期消火可能な範囲を超えて拡大した場合には、身の安全確保を優先する。</u>	変更
124	同上	4 救出活動（消防本部、消防団） (1) 市民、事業者による救出活動 自治（町）会等を中心とした市民及び事業者は、相互に近隣住民の安否を確認しあい、救出すべき被災者を確認した場合には、近くに火災発生の危険性がないことを確認した上で、可能な範囲での救出活動を行う。 <u>ア</u> 近くで出火や火災が確認された場合には、消火活動を優先して行い、鎮火後に救出活動を行う。 <u>イ</u> 救出活動を行う際には、余震等により救出活動の従事者が被災してしまうことのないように注意し、危険のおそれがある場合には消防機関に通報して到着を待つ。	4 救出活動（消防本部、消防団） (1) 市民、事業者による救出活動 <u>ア</u> 自治（町）会等を中心とした市民及び事業者は、相互に近隣住民の安否を確認しあい、救出すべき被災者を確認した場合には、近くに火災発生の危険性がないことを確認した上で、可能な範囲での救出活動を行う。 <u>イ</u> 近くで出火や火災が確認された場合には、消火活動を優先して行い、鎮火後に救出活動を行う。 <u>ウ</u> 救出活動を行う際には、余震等により救出活動の従事者が被災してしまうことのないように注意し、危険のおそれがある場合には消防機関に通報して到着を待つ。	変更
127	同上	(2) 医療活動（医療本部、消防本部、関係機関） (略) エ この場合、応援協定等に基づき他機関の要請を図るとともに、消防署所は重 <u>傷</u> 者等を優先して搬送活動を行うものとし、中・軽 <u>傷</u> 者については、消防団や市民の協力によって行うものとする。	(2) 医療活動（医療本部、消防本部、関係機関） (略) エ この場合、応援協定等に基づき他機関の要請を図るとともに、消防署所は重 <u>症</u> 者等を優先して搬送活動を行うものとし、中 <u>等症</u> ・軽 <u>症</u> 者については、消防団や市民の協力によって行うものとする。	変更
127	同上	(4) 後方医療体制（消防本部） ア 医療救護所では対応できない重 <u>傷</u> 者については、千葉県指定の災害拠点病院をはじめ、後方医療を担当する病院で受入れを行う。各病院への重 <u>傷</u> 者の搬送は消防署所が実施する。 イ 消防本部では、市内の大規模病院の被災状況と活動状況を確認し、医療救護所では対応できない重 <u>傷</u> 者の受入れに向けて、後方医療体制の整備を図る。	(4) 後方医療体制（消防本部） ア 医療救護所では対応できない重 <u>症</u> 者については、千葉県指定の災害拠点病院をはじめ、後方医療を担当する病院で受入れを行う。各病院への重 <u>症</u> 者の搬送は消防署所が実施する。 イ 消防本部では、市内の大規模病院の被災状況と活動状況を確認し、医療救護所では対応できない重 <u>症</u> 者の受入れに向けて、後方医療体制の整備を図る。	変更
128	同上	(7) D M A T の派遣要請 市長又は消防本部長は、千葉県 D M A T 運営要綱第 20 条派遣要請の基準に該当する場合、同要綱第 22 条派遣要請の特例に従い、千葉県消防広域応援基本計画に定める広域応援総括機関である千葉市消防局へ、千葉県知事に対する D M A T の派遣要請を依頼する <u>ことができる。</u>	(7) D M A T の派遣要請 市長又は消防本部長は、千葉県 D M A T 運営要綱第 20 条派遣要請の基準に該当する場合、同要綱第 22 条派遣要請の特例に従い、千葉県消防広域応援基本計画に定める広域応援総括機関である千葉市消防局へ、千葉県知事に対する D M A T の派遣要請を依頼する。	変更
130	同上	1 避難情報の発令（災害対応事務局、被災市街地対応本部、被災生活支援本部、関係機関） (1) 避難情報 (略) イ 避難情報の発令にあたっては、発令すべきタイミング等について、千葉県や指定地方行政機関等へ助言を求めることができる。	1 避難情報の発令（災害対応事務局、被災市街地対応本部、被災生活支援本部、関係機関） (1) 避難情報 (略) イ 避難情報の発令にあたっては、発令すべきタイミング等について、 <u>必要に応じて</u> 千葉県や指定地方行政機関等へ助言を求めることができる。	変更

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
		(略)	(略)	
131	同上	(3) 避難情報発令の流れ (略) ウ 市長は、避難の必要が認められる地域の市民等に対して避難情報を発令する。ただし、災害の発生により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、市長が実施すべき立退きの <u>勧告又は</u> 指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	(3) 避難情報発令の流れ (略) ウ 市長は、避難の必要が認められる地域の市民等に対して避難情報を発令する。ただし、災害の発生により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、市長が実施すべき立退きの <u>指示</u> に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	変更
131	同上	4 広域避難誘導（災害対応事務局、被災市街地対応本部、被災生活支援本部、災害班、関係機関） (略) (4) 災害班は、対象地域における市民等の避難状況を、被災生活本部を通じて、市長に報告する。	4 広域避難（災害対応事務局、被災市街地対応本部、被災生活支援本部、災害班、関係機関） (略) (4) 災害班は、対象地域における市民等の避難状況を、被災生活 <u>支援</u> 本部を通じて、市長に報告する。 <u>(5) 市長は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難所の提供が必要であると判断した場合は、千葉県内の他の市町村については直接協議を行い、他の都道府県の市町村については千葉県に対し他の都道府県との協議を行うよう要請する。また、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、千葉県知事に報告した上で、他の都道府県の市町村と直接協議を行う。</u>	
133	同上			変更
134	同上	2 立入禁止措置（被災市街地対応本部、広報班、関係機関） (略) (5) 被災した建物への立入禁止措置については、個々の建物を警備することは困難であるため、 <u>応急危険度判定等の結果に基づいて</u> 、被災建物への立入禁止の貼り紙や建物被害が著しい区域の封鎖のような措置を行う。 3 危険物取扱施設等（被災市街地対応本部、消防本部、関係機関） (略) (2) 万が一、危険物又は有害物質の漏洩・流出等が生じてしまった場合には、早急に消防機関に通報し、消防機関や警察機関と協力して、漏洩・流出等の拡大防止対策や、出火防止対策、周辺住民への応急避難の呼び掛け、危険物の回収作業等必要な <u>危険</u> 危険防止対策を迅速に行う。	2 立入禁止措置（被災市街地対応本部、広報班、関係機関） (略) (5) 被災した建物への立入禁止措置については、個々の建物を警備することは困難であるため、被災建物への立入禁止の貼り紙や建物被害が著しい区域の封鎖のような措置を行う。 3 危険物取扱施設等（被災市街地対応本部、消防本部、関係機関） (略) (2) 万が一、危険物又は有害物質の漏洩・流出等が生じてしまった場合には、早急に消防機関に通報し、消防機関や警察機関と協力して、漏洩・流出等の拡大防止対策や、出火防止対策、周辺住民への応急避難の呼び掛け、危険物の回収作業等必要な危険防止対策を迅速に行う。	削除

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
135	第4節 被災者の 生活支援	第1 避難所の開設・運営 2 避難所の開設（医療本部、被災生活支援本部、小学校区防災拠点、施設管理者） （略）	第1 避難所の開設・運営 2 避難所の開設（医療本部、被災生活支援本部、小学校区防災拠点、施設管理者） （略） <u>(4) 高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u>	追加
136	同上	(1) 避難所の運営（小学校区防災拠点、市民） （略） また、避難所運営にあたっては、感染症防止の観点やBJ☆projectによる防災に対する女性の視点も踏まえ、避難所のレイアウトや運営体制等、多様な方への配慮についても検討する。	(1) 避難所の運営（小学校区防災拠点、市民） （略） また、避難所運営にあたっては、感染症防止の観点やBJ☆projectによる防災に対する女性の視点も踏まえ、避難所のレイアウトや 機能 、多様な方への配慮についても検討する。	変更
136	同上	(2) 感染症対策（被災生活支援本部、小学校区防災拠点） （略） イ 避難所の受付では、健康状態の確認（検温など）を行うとともに、アルコール消毒の設置やマスクの配布等を行う。	(2) 感染症対策（被災生活支援本部、小学校区防災拠点） （略） イ 避難所の受付では、健康状態の確認を行うとともに、 <u>必要に応じて</u> アルコール消毒の設置やマスクの配布等を行う。	変更
136	同上	(3) 避難者等への情報提供（被災生活支援本部、広報班） （略） ウ 被災生活支援本部は、日本語を十分に理解できない外国人（訪日外国人も含む。）にも的確に情報が伝わるよう、協定に基づく市川市国際交流協会等への <u>語学ボランティア</u> の派遣依頼等により、通訳・翻訳の手段を確保する。	(3) 避難者等への情報提供（被災生活支援本部、広報班） （略） ウ 被災生活支援本部は、日本語を十分に理解できない外国人（訪日外国人も含む。）にも的確に情報が伝わるよう、協定に基づく市川市国際交流協会への <u>災害時外国人対応サポーター</u> の派遣依頼等により、通訳・翻訳の手段を確保する。	変更
136	同上	(5) 避難生活状況の管理（被災生活支援本部、小学校区防災拠点） （略）	(5) 避難生活状況の管理（被災生活支援本部、小学校区防災拠点） （略） <u>ウ 被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u>	追加
136	同上		<u>(6) ペット対策（被災生活支援本部、小学校区防災拠点）</u> <u>ア ペット同行避難所では、予め指定された場所にケージ等により収容する。</u> <u>イ ペット同伴避難所においては、飼い主と同じ建物内にてケージやキャリーバッグなどにより収容する。</u> <u>ウ 避難所は、動物の好きな人、嫌いな人、アレルギーを持った人など、さまざまな人との共同生活の場であることから、飼い主は、ペット飼い主以外の人ともコミュニケーションを取り、動物を受け入れやすい環境づくりを行う。</u> <u>エ 避難所での飼育は、飼い主同士が協力し合って行う。給餌や排泄物の始末などはペットの飼い主の自己責任で管理する。</u> <u>オ 獣医師会や動物取扱業者等と協力し、飼い主に対して避難所における被災動物の適正飼育の指導等を行うなど、動物の保護及び環境衛生の維持に努める。また、県や獣医師会に対し、必要があれば資材の提供、獣医師の派遣等の支援を要請する。</u> <u>カ 災害後、自宅での飼育が可能であれば、飼い主に対し、自宅飼育を行うよう促す。</u>	追加
137	同上	<u>(6) 避難所の開設期間（被災生活支援本部）</u> （略）	<u>(7) 避難所の開設期間（被災生活支援本部）</u> （略）	変更

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
142	同上	<行動計画> 1 応急給水活動（被災生活支援本部、千葉県）	<行動計画> 1 応急給水活動（被災生活支援本部、千葉県、<u>消防団</u>）	追加
143	同上	3 協定事業者による水、食糧・物資の供給（災害対応事務局、予算・調査班、小学校区防災拠点） (1) 2日目以降、小学校区防災拠点は、 <u>避難所収容記録簿</u> やライフラインの被災状況に基づいて、各地区の食糧・物資の必要供給量を算定する。 (略)	3 協定事業者による水、食糧・物資の供給（災害対応事務局、予算・調査班、小学校区防災拠点） (1) 2日目以降、小学校区防災拠点は、 <u>避難者名簿（在宅避難者を含む）</u> やライフラインの被災状況に基づいて、各地区の食糧・物資の必要供給量を算定する。 (略)	変更
143	同上	4 救援物資の供給（災害対応事務局、<u>業務継続班</u>、小学校区防災拠点） ア <u>災害対応事務局</u> は、広報班を通じ、報道機関等に協力を依頼して、被災生活で必要なもののリストを公表し、必要なものだけを受け入れるよう努める。受け入れられない物資の内容に関してもリストを作成し、公表に努める。 イ 救援物資等の集積・供給拠点は、大洲防災公園、広尾防災公園 <u>及び道の駅いちかわ</u> とし、予算・調査班は、確保・配分したトラック等により食糧・物資を搬送する。 ウ 救援物資等の集積・供給拠点は、状況によって市川地方卸売市場、使用されていない避難所のほか、 <u>協定に基づく施設の活用</u> も検討する。 エ 小学校区防災拠点は、 <u>他の小学校区防災拠点とリストを交換</u> し、相互に必要な物資を融通するよう努める。	4 救援物資の供給（災害対応事務局、<u>予算・調査班</u>、小学校区防災拠点） ア 災害対応事務局及び <u>予算・調査</u> 班は、広報班を通じ、報道機関等に協力を依頼して、被災生活で必要なもののリストを公表し、必要なものだけを受け入れるよう努める。受け入れられない物資の内容に関してもリストを作成し、公表に努める。 イ <u>国・県への救援物資の支援要請は、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。</u> ウ 救援物資等の集積・供給拠点は、大洲防災公園、広尾防災公園とし、予算・調査班は、確保・配分したトラック等により食糧・物資を搬送する。 エ 救援物資等の集積・供給拠点は、状況によって <u>道の駅いちかわ</u> 、市川地方卸売市場、使用されていない避難所のほか、 <u>民間物流倉庫の使用についても検討する。</u> オ 小学校区防災拠点は、 <u>災害班を通して、物資の過不足に関する情報を共有</u> し、相互に必要な物資を融通するよう努める。 <u>カ 物流に関する協定締結団体・企業等と連携して集積・供給拠点の運営を行うとともに、必要に応じ、物流専門家等の派遣や荷役資機材の提供を要請する。</u>	変更
145	同上			変更
145	同上	2 遺体の搬送・収容（医療本部、被災生活支援本部、施設管理者等） (1) 医療本部は、被災生活支援本部と協力して、必要に応じて遺体の <u>安置場所</u> を指定し、警察機関、消防団、その他関係機関及び市民等の協力で、 <u>安置場所</u> への遺体の収容を行う。なお、 <u>安置場所</u> は、屋内体育施設等の中から、状況に応じて指定する。 (2) 遺体 <u>安置場所</u> に指定された施設の施設管理者は、遺体の受入体制を整える。なお、遺体を安置する間の <u>安置場所</u> の管理責任者は、医療本部が派遣する職員とする。 (3) 医療本部は、被災生活支援本部及び遺体 <u>安置場所</u> に指定されている施設の施設管理者の協力のもとに、遺体の検視への協力やドライアイス等必要資器材等の調達を行う。 (4) <u>安置場所</u> への遺体の搬送は、医療本部からの協力依頼に基づき、葬儀社、 <u>消防団</u> 、その他関係機関	2 遺体の搬送・収容（医療本部、被災生活支援本部、施設管理者等） (1) 医療本部は、被災生活支援本部と協力して、必要に応じて遺体の <u>安置所</u> を指定し、警察機関、消防団、その他関係機関及び市民等の協力で、 <u>安置所</u> への遺体の収容を行う。なお、 <u>安置所</u> は、屋内体育施設等の中から、状況に応じて指定する。 (2) 遺体 <u>安置所</u> に指定された施設の施設管理者は、遺体の受入体制を整える。なお、遺体を安置する間の <u>安置所</u> の管理責任者は、医療本部が派遣する職員とする。 (3) 医療本部は、被災生活支援本部及び遺体 <u>安置所</u> に指定されている施設の施設管理者の協力のもとに、遺体の検視への協力やドライアイス等必要資器材等の調達を行う。 (4) <u>安置所</u> への遺体の搬送は、医療本部からの協力依頼に基づき、葬儀社その他関係機関及び市民等	変更

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
		及び市民等が実施する。	が実施する。	
146	同上	4 埋葬 (1) 遺体の埋葬は、原則として遺体を火葬に付すことにより実施するものとする。 (2) 埋火葬許可書の発行手続については、市民課との連携を図る。 (3) 遺族等の引取り手のない場合、又は遺族等が埋葬を行うことが困難な場合には、市長の指示により、医療本部が関係機関及び地元業者の協力を得て埋葬を行う。	4 埋葬等（医療本部） (1) 遺体の埋葬等は、原則として遺体を火葬に付すことにより実施するものとする。 (2) 埋火葬許可書の発行手続については、市民課との連携を図る。 (3) 遺族等の引取り手のない場合、又は遺族等が埋葬等を行うことが困難な場合には、市長の指示により、医療本部が関係機関及び地元業者の協力を得て埋葬等を行う。	変更
146	同上		5 広域火葬（医療本部） (1) 市の火葬能力を上回る場合など、市内だけで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て埋火葬を実施する。 (2) 災害等発生時には速やかに市域内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握し、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に応援を要請する。 (3) 県の広域火葬場の割り振りに基づき、さらに遺体ごとに火葬場を割り振り、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整する。 (4) 火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行う。その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行う。 (5) 迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、状況に応じた事務処理を行う。 (6) 広域火葬が実施された場合、災害等により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告する。 (7) 広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡する。	追加
147	同上	第6 被災地の清掃 ＜基本方針＞ 1. 大規模水害が発生した場合、被災住宅等からの粗大ごみ、損壊家屋等からの廃材、流木等の水害による廃棄物（以下「水害廃棄物」という。）が一時的に大量に発生する。 2. 市民生活の早期復旧、衛生環境の回復を行うには、大量の水害廃棄物をできるだけ早期に処理する必要があることから、一時集積所を設ける等、応急的な対応を行うとともに、最終処理計画を作成し、迅速な処理を目指す。 3. 浸水被害等により、上・下水道及び浄化槽が被災した地区では、被災生活支援本部が小学校区防災拠点を中心に速やかに 仮設 トイレを設置するとともに、その後も順次追加的に配置する。設置後は適時巡回し、清掃を行うことで、被災地の環境衛生に努める。 (略)	第6 被災地の清掃 ＜基本方針＞ 1. 大規模水害が発生した場合、被災住宅等からの 片付けごみ 、損壊家屋等からの廃材、流木等の水害による廃棄物（以下「水害廃棄物」という。）が一時的に大量に発生する。 2. 市民生活の早期復旧、衛生環境の回復を行うには、大量の水害廃棄物をできるだけ早期に処理する必要があることから、 仮置場 を設ける等、応急的な対応を行うとともに、 災害廃棄物処理実行計画 を作成し、迅速な処理を目指す。 3. 浸水被害等により、上・下水道及び浄化槽が被災した地区では、被災生活支援本部が小学校区防災拠点を中心に速やかに 災害用 トイレを設置するとともに、その後も順次追加的に配置する。設置後は適時巡回し、清掃を行うことで、被災地の環境衛生に努める。 (略)	変更

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
147	同上	<体制>	<体制>	変更
148	同上	3 仮設トイレの設置・清掃管理（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、市民）	3 災害用トイレの設置・清掃管理（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、市民）	変更
148	同上	(1) 仮設トイレの設置 ア 避難所においては、開設と同時に被災生活支援本部が備蓄されている仮設トイレを設置し、避難生活に備える。 イ 被災市街地対応本部は、下水道管、配水管、浄化槽の破損等を考慮して、仮設トイレの設置の検討やし尿処理収集計画を作成する。 ウ 被災地内での仮設トイレの設置箇所としては、小学校区防災拠点を中心として公園等の空地等を検討する。 エ 仮設トイレの設置にあたっては、BJ☆projectによる活動で得られた知見等、女性の視点も踏まえ、設置場所や設置する仮設トイレの種類等について検討する。	(1) 災害用トイレの設置 ア 避難所においては、開設と同時に被災生活支援本部が備蓄されている災害用トイレを設置し、避難生活に備える。 イ 被災市街地対応本部は、下水道管、配水管、浄化槽の破損等を考慮して、災害用トイレの設置の検討やし尿処理収集計画を作成する。 ウ 被災地内での災害用トイレの設置箇所としては、小学校区防災拠点を中心として公園等の空地等を検討する。 エ 災害用トイレの設置にあたっては、BJ☆projectによる活動で得られた知見等、女性の視点も踏まえ、設置場所や設置する災害用トイレの種類等について検討する。	変更
148	同上	(2) 清掃管理 仮設トイレの清掃管理については、避難所内のものは避難者が、被災地内のものについては、自治（町）会が実施する。	(2) 清掃管理 災害用トイレの清掃管理については、避難所内のものは避難者が、被災地内のものについては、自治（町）会が実施する。	変更
148	同上	(3) 調整・撤去 被災生活支援本部では、適時、仮設トイレの利用状況を確認し、必要に応じて、設置箇所の調整、撤去を行う。	(3) 調整・撤去 被災生活支援本部では、適時、災害用トイレの利用状況を確認し、必要に応じて、設置箇所の調整、撤去を行う。	変更
148	同上	(1) し尿収集計画の策定・周知 ア 被災市街地対応本部は、下水道の被災状況や仮設トイレの設置状況等から、し尿収集が必要な箇所の確認を行い、道路状況に応じた収集ルートを検討した上で、し尿収集計画を策定する。（略）	(1) し尿収集計画の策定・周知 ア 被災市街地対応本部は、下水道の被災状況や仮設トイレ・マンホールトイレ等の設置状況等から、し尿収集が必要な箇所の確認を行い、道路状況に応じた収集ルートを検討した上で、し尿収集計画を策定する。（略）	追加
148	同上	(2) し尿の収集・処理 （略）	(2) し尿の収集・処理 （略） エ 本市のみでし尿の収集・処理を行うことが困難な場合、他市町村や県を通じて民間事業者に応援要請する。	追加

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
149	同上	7 水害廃棄物の収集・処理（被災市街地対応本部） (1) 水害廃棄物の種類 (略) ・被災した畳や家具等の <u>粗大ごみ</u> (略)	7 水害廃棄物の収集・処理（被災市街地対応本部） (1) 水害廃棄物の種類 (略) ・被災した畳や家具等の <u>片付けごみ</u> (略)	変更
149	同上	(2) 水害廃棄物の処理体制 ア 大規模災害が発生した場合、水害廃棄物の量が膨大になるため、状況に応じて被災市街地対応本部内に処理体制を <u>設立</u> して対応する。	(2) 水害廃棄物の処理体制 ア 大規模災害が発生した場合、水害廃棄物の量が膨大になるため、状況に応じて被災市街地対応本部内に処理体制を <u>確立</u> して対応する。 (略) <u>オ 本市で災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合、地方自治法に基づき、県に災害廃棄物処理事務を委託する。また、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請する。</u>	変更
149	同上	(3) 水害廃棄物の収集処理 ア 水害廃棄物の収集処理の手順は、概ね以下のとおりである。 ① <u>一時集積場所</u> の設定 ② 道路交通等の障害物となっている水害廃棄物を <u>一時集積場所</u> に運搬 ③ 水害廃棄物の量に応じた <u>集積場所</u> の確保 ④ 被災地に残されている水害廃棄物と <u>一時集積場所</u> の水害廃棄物を <u>集積場所</u> に運搬 ⑤ <u>最終処理計画</u> の検討・策定 ⑥ <u>最終処分計画</u> に基づく水害廃棄物の処理 (略)	(3) 水害廃棄物の収集処理 ア 水害廃棄物の収集処理の手順は、概ね以下のとおりである。 ① <u>仮置場</u> の設定 ② 道路交通等の障害物となっている水害廃棄物を <u>仮置場</u> に運搬 ③ 水害廃棄物の量に応じた <u>一次仮置場等</u> の確保 ④ 被災地に残されている水害廃棄物と <u>仮置場</u> の水害廃棄物を <u>一次仮置場</u> に運搬 ⑤ <u>災害廃棄物処理実行計画</u> の検討・策定 ⑥ <u>災害廃棄物処理実行計画</u> に基づく水害廃棄物の処理 (略) <u>ウ 本市のみで損壊家屋の撤去等に伴う廃棄物の収集・処理を行うことが困難な場合、県を通じて民間事業者に応援要請する。</u>	追加
150	同上	(4) 環境汚染の防止対策 ア <u>一時集積所及び集積場所</u> の環境管理を行う。 イ <u>倒壊</u> 建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境汚染防止体制の強化を図る。	(4) 環境汚染の防止対策 ア <u>仮置場</u> の環境管理を行う。 イ <u>被災</u> 建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、「 <u>災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）</u> 」等を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。	変更
151	同上	3 流言飛語の防止対策（被災生活支援本部、広報班） (略) (2) 未確認情報が流れている場合、迅速に実態を確認して、被災者に正確な情報を提供するとともに、必要に応じて警察機関に対して混乱の防止や取締り、警備等を要請する。	3 流言飛語の防止対策（被災生活支援本部、広報班） (略) (2) 未確認情報が流れている場合、迅速に実態を確認して、被災者に正確な情報を提供するとともに、必要に応じて警察機関に対して混乱の防止や取締り、警備等を要請する。 <u>特に近年は、SNS等を通じたデマ情報が問題視されていることから、公的機関以外が発信した不確かな情報は安易に拡散しないよう周知する。</u>	追加
152	同上	2 被災住宅の応急修理（被災市街地対応本部） (1) <u>二次災害のおそれのある住宅について災害救助法に基づく</u> 応急修理を実施する。 ア 応急修理を実施する被災住宅は、 <u>建築物応急危険度判定の結果や、災害班が把握している地区の被災状況</u> を参考にして選定する。	2 被災住宅の応急修理（被災市街地対応本部） (1) <u>災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、災害救助法に基づき、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分</u>	変更

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
		イ 被災住宅の応急修理活動は、<u>協定を締結している</u>建設業者に<u>委託</u>して実施する。 ウ <u>災害救助法が適用される以前や適用されない場合についても、災害救助法の適用に準じて実施する。</u> (2) <u>災害救助法に基づく応急修理の対象とならない住宅についても、必要に応じて、雨対策としてビニールシート等の配布、応急修理業者の斡旋等応急修理への支援を行う。</u>	<u>の</u>応急修理を実施する。 ア 応急修理を実施する被災住宅は、<u>千葉県が災害毎に定める応急修理の実施要領</u>を参考に選定する。 イ 被災住宅の応急修理活動は、<u>被災者が選定した</u>建設業者に<u>依頼</u>して実施する。 (2) <u>災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある被災者に対し、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を実施する。</u> <u>(3) 災害救助法が適用される以前や適用されない場合についても、災害救助法の適用に準じて実施する。</u> <u>(4) 市のみに於いて処理不可能な場合は、近隣市、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。</u>	
153	同上	4 応急仮設住宅の提供（見なし仮設住宅）（被災市街地対応本部、被災生活支援本部）（略） 5 応急仮設住宅の提供（被災市街地対応本部、被災生活支援本部） (1) 被災市街地対応本部は、<u>建築物応急危険度判定結果</u>や仮入居住宅の確保状況等から、建設すべき応急仮設住宅戸数（原則として市内の全壊、全焼及び流出世帯数の３割以内）を算定し、建設用地の確保を図る。 （略）	4 応急借上げ住宅（みなし仮設）の活用（被災市街地対応本部、被災生活支援本部）（略） 5 応急仮設住宅の提供（被災市街地対応本部、被災生活支援本部） (1) 被災市街地対応本部は、仮入居住宅の確保状況等から、建設すべき応急仮設住宅戸数（原則として市内の全壊、全焼及び流出世帯数の３割以内）を算定し、建設用地の確保を図る。 （略）	変更
154	同上		7 広域一時滞在 <u>市長は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、千葉県内の他の市町村については直接協議を行い、他の都道府県の市町村については千葉県に対し、他の都道府県との協議を行うよう要請する。</u>	追加
155	同上	(2) 帰宅時間帯における安否・動向確認（被災生活支援本部、学校教育班、学校（園）長）（略） イ 臨時休校は、被災生活支援本部・学校教育班と協議の上、学校長が決定する。	(2) 帰宅時間帯における安否・動向確認（被災生活支援本部、学校教育班、学校（園）長）（略） イ 臨時休校は、被災生活支援本部・学校教育班と協議の上、学校 <u>（園）</u> 長が決定する。	変更
159	同上		9 LP ガス設備等の復旧（千葉県 LP ガス協会市川支部） <u>加盟業者と連携して L P ガス設備等の被害状況の把握、二次災害防止対策、応急復旧対策の推進を図る。また、二次災害を防止するための注意事項等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や本市と連携して広報する。</u>	追加
159	同上	9 通信施設の復旧（東日本電信電話株式会社、株式会社 N T T ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）	10 通信施設の復旧（東日本電信電話株式会社、株式会社 N T T ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）	変更
160	同上	10 郵便施設（日本郵便株式会社）	11 郵便施設（日本郵便株式会社）	変更
160	同上	11 鉄道施設（各鉄道事業者）	12 鉄道施設（各鉄道事業者）	変更
165	第 4 章 災害復興 計画	＜基本方針＞ １．災害時には、一切の財産を失ってしまう被災者も多く発生すると予測される。 ２．被災者の生活再建支援策として、被災生活支援本部では、<u>り災証明</u>の発行を急ぐほか、義援金品の配布、各種助成・融資制度の検討、市税の減免や徴収猶予等の措置、住宅再建や住宅確保	＜基本方針＞ １．災害時には、一切の財産を失ってしまう被災者も多く発生すると予測される。 ２．被災者の生活再建支援策として、被災生活支援本部では、<u>罹災証明書</u>の交付を急ぐほか、義援金品の配布、各種助成・融資制度の検討、市税の減免や徴収猶予等の措置、住宅再建や住宅	変更

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
	第2節 被災者の 生活再建	の支援を実施する。	確保の支援を実施する。 <u>3. 災害発生後の市民生活の安定を図るため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的にマネジメントする取組み）の実施に努める。</u>	
165	同上	1 <u>り災証明の発行（予算・調査班）</u> (1) <u>被災建物応急危険度判定</u> の調査結果等を参考として、住家被害認定調査の方針を立案し、被災市街地対応本部の協力を得て、住家被害認定調査を計画・実施する。 (2) 調査結果に基づき、被災者個々人の <u>り災</u> データを作成・管理するとともに、 <u>り災</u> 者の申請により、 <u>り災証明を発行</u> する。 (3) <u>り災証明</u> は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、原則として住家が <u>り災</u> した場合に証明するものとする。	1 <u>罹災証明書の交付（予算・調査班）</u> (1) <u>浸水範囲や浸水深等の被害状況</u> の調査結果等を参考として、住家被害認定調査の方針を立案し、被災市街地対応本部の協力を得て、住家被害認定調査を計画・実施する。 (2) 調査結果に基づき、被災者個々人の <u>罹災</u> データを作成・管理するとともに、 <u>罹災</u> 者の申請により、 <u>罹災証明書を交付</u> する。 (3) <u>罹災証明書</u> は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、原則として住家が <u>罹災</u> した場合に証明するものとする。 <u>(4) 罹災証明書の対象とならない非住家と動産の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する被災家屋等証明書を必要に応じて交付する。</u>	変更
166	同上	4 災害弔慰金等の支給（被災生活支援本部） 被災した市民が速やかに再起、 <u>厚生</u> するよう、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市川市災害弔慰金の支給等に関する条例並びに市川市災害見舞金品支給規則に基づき、被災者に対して、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害見舞金品の支給、災害援護資金の貸付等を実施する。	4 災害弔慰金等の支給（被災生活支援本部） 被災した市民が速やかに再起、 <u>更生</u> するよう、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市川市災害弔慰金の支給等に関する条例並びに市川市災害見舞金品支給規則に基づき、被災者に対して、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害見舞金品の支給、災害援護資金の貸付等を実施する。	変更
166	同上	6 <u>災害援護資金等の貸付（被災生活支援本部）</u> <u>被災した市民が速やかに再起、更正するよう、被災者に対する生活再建資金の融資等を行い、被災者の生活の確保を図る。</u>		削除
166	同上		6 <u>災害ケースマネジメントの実施（被災生活支援本部）</u> <u>(1) 災害ケースマネジメントを含めた被災者支援の総合調整を行う担当を明確化するとともに、県からのリエゾン派遣の受入体制を整備する。被災者支援の担当は、県や社会福祉協議会等と連携し、被災者からの一元的な相談窓口の設置や、避難所運営、救援物資の調整などとともに、避難所外避難者の状況把握のためのアウトリーチや情報共有会議、災害ケースマネジメントの実施に向けた調整を行う。</u> <u>(2) 支援が必要な被災者に対し、被災者見守り・相談支援等事業により、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を検討する。</u> <u>(3) 社会福祉協議会やNPO等と連携して、応急仮設入居者や在宅で被災生活を送っている者のうち、支援が必要な者に対して、アウトリーチを継続的に実施する。また、相談窓口を訪れる被災者の相談事に対応するほか、他に抱える課題がないか被災状況の把握を行うとともに、支援情報の提供等を行う。</u> <u>(4) 訪問等により取得した情報を基に、個々の被災者についてアセスメントを実施する。アセスメントの結果に基づき、自立・生活再建にあたっての継続的に寄りそった支援の必要性や、継続的な支援が必要な場合の今後の見守り・相談等の実施頻度を検討し、訪問、見守り・相談の実施体制の確立を進める。</u> <u>(5) 訪問時等には、住まい再建の実現性や家族の状況等について被災者に確認する。聞き取り等を行った被災者の個人情報については、その利用目的を明示し、取り扱いが個人情報保護法にのっとり適切に行うものとする。</u> <u>(6) 社会福祉協議会ほか関係機関等とともに、災害ケースマネジメント情報連携会議を開催し、災害ケースマネジメントの全体の進捗状況の把握を行うとともに、被災者の個別訪問の状況やケース会議の開</u>	追加

ページ	項目	現行計画	修正案	差分
			<u>催状況等について共有する。</u> <u>(7) 個々の被災者の状況について、アウトリーチにより得られた情報や平時の福祉サービスで利用している情報などをもとに、個々の課題に応じた支援方策を検討するケース会議を実施する。</u> <u>(8) 災害ケースマネジメントの実施にあたっては、被災者ごとに支援記録を作成し、相談時の状況、ケース会議で決定した支援方策等を記載する。支援記録の記載事項として想定される主な項目は以下のとおり。</u> <u>(9) ケース会議での議論を踏まえ、専門的な支援機関等を紹介するだけでなく、必要に応じて支援機関等まで同行し、そこでのアドバイスや意見を踏まえて被災者とともに今後の対応を検討する。</u>	
167	同上		7 被災者台帳の作成（被災生活支援本部） <u>被害が甚大な場合等で本部長が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などがないか確認するとともに、各種援護措置の効率化を図る。</u> <u>ア 被災生活支援本部は、被災者支援システムを活用して、被災者の基本情報、被害情報及び各種援護措置の実施状況等を収集し、被災者台帳として整理する。また、災害救助法による救助が行われたときは、災害対策基本法第90条の3第4項の規定により、必要に応じて県に対して被災者台帳に関する情報提供を要請する。</u> <u>イ 被災生活支援本部は、罹災証明書の交付窓口や災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）を図られることを説明する。また、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。</u>	追加
167	同上	7 その他の被災者の自立に対する支援（被災生活支援本部）	8 その他の被災者の自立に対する支援（被災生活支援本部）	変更
168	同上	8 臨時市民相談室の開設（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、業務継続班）	9 臨時市民相談室の開設（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、業務継続班）	変更
168	同上	9 生活復旧・再建に関する情報の広報（被災生活支援本部、広報班）	10 生活復旧・再建に関する情報の広報（被災生活支援本部、広報班）	変更
169	同上	1 農漁業者に対する支援（被災生活支援本部、行徳本部） (略)	1 農漁業者に対する支援（被災生活支援本部、行徳本部） (略) <u>(3) 就労支援、税の減免など被災した農漁業従事者に対する生活再建支援や既往債務の償還猶予、償還期間の延長などの支援を検討する。</u>	追加
169	同上	2 中小企業に対する支援（被災生活支援本部）	2 中小企業に対する支援（被災生活支援本部） (略) <u>(3) 就労支援、税の減免など被災した中小企業従事者に対する生活再建支援や既往債務の償還猶予、償還期間の延長などの支援を検討する。</u>	追加

〈その他修正事項〉

誤字脱字等の軽微な修正